

第7次舞鶴市総合計画
後期実行計画（案）

舞 鶴 市

目次

| | |
|---|-----------|
| 第1編 まちづくり戦略 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 第1章 心豊かに暮らせるまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| 第1節 共に助け合い地域が元気なまち・・・・・・・・ | 3 |
| 第1項 地域のつながりと新しい地域コミュニティの創造 | 3 |
| 第2項 男女共同参画の推進 | 5 |
| 第2節 子育て環境日本一を目指すまち・・・・・・・・ | 5 |
| 第1項 子どもの豊かな育ちを支える環境づくり | 5 |
| 第2項 親と子が安心して健やかに過ごすことのできる環境づくり | 7 |
| 第3項 夢に向かって将来を切り拓く子どもを育成するための環境づくり | 10 |
| 第3節 生涯を通じて健幸（健康・幸福）で文化的なまち | 13 |
| 第1項 歴史文化遺産の活用によるまちづくり | 13 |
| 第2項 文化を楽しみ創造するまちづくり | 14 |
| 第3項 スポーツを活かした元気なまちづくり | 15 |
| 第4項 いつまでも学び活動が続けることができるまちづくり | 16 |
| 第5項 一人ひとりの人権が尊重されるまちづくり | 18 |
| 第4節 豊かな自然環境を守り育むまち・・・・・・・・ | 18 |
| 第1項 脱炭素化の推進 | 18 |
| 第2項 循環型社会の確立 | 20 |
| 第3項 生物多様性保全の推進 | 21 |
| 第5節 国籍や民族、文化の違いを互いに認め合い、多文化が共生するまち | 21 |
| 第1項 異文化理解の促進 | 22 |
| 第2項 定住外国人への生活支援 | 22 |
| 第3項 コミュニケーションへの支援 | 23 |
| 第2章 安心のまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 24 |
| 第1節 防災・減災対策の強化・・・・・・・・ | 24 |
| 第1項 防災・減災機能の充実・強化 | 24 |
| 第2項 持続可能なライフラインの構築 | 26 |
| 第3項 多様な災害・危機事業に対応する防災体制づくり | 27 |
| 第4項 災害に強い消防体制づくり | 29 |
| 第5項 地域防災力の強化・向上 | 30 |
| 第2節 地域医療の確保・・・・・・・・ | 31 |
| 第1項 医療機能の「選択と集中・分担と連携」 | 31 |
| 第2項 将来にわたり安心して医療が受けられる体制づくり | 32 |
| 第3節 みんなでつくる健康なまち・・・・・・・・ | 33 |
| 第1項 全ての市民が健康に暮らすためのまちづくりの推進 | 33 |
| 第2項 生活習慣病の予防、介護予防等による健康寿命の延伸に向けた取組の推進 | 34 |
| 第4節 安心して暮らせる支え合いのまち・・・・・・・・ | 36 |
| 第1項 新たな時代に対応した福祉サービスの提供 | 36 |
| 第2項 高齢者や障害のある人が安心して生活することができる環境づくり | 38 |
| 第3項 安全で安心な地域社会の実現 | 41 |

第3章 活力あるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第1節 海・港を活かした魅力あふれるまち・・・・・・・・・・・・・・・・ | 43 |
| 第1項 関西経済圏の日本海側の玄関口・京都舞鶴港を活かした産業の振興 | 43 |
| 第2項 魅力をひきだす観光まちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・ | 46 |
| 第2節 地域産業が元気で、いきいきと働けるまち・・・・・・・・・・・・ | 49 |
| 第1項 付加価値の高い農林水産業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・ | 49 |
| 第2項 元気な事業者の育成による商工業の振興・・・・・・・・・・・・ | 54 |
| 第3項 雇用の確保・安定と働きやすい環境づくり・・・・・・・・・・・・ | 56 |
| 第3節 舞鶴版コンパクトシティの推進・・・・・・・・・・・・・・・・ | 56 |
| 第1項 将来にわたり暮らしやすさを維持する計画的な土地利用 | 57 |
| 第2項 住み続けたいまちを支える生活基盤づくり・・・・・・・・・・・・ | 58 |
| 第4節 このまちに魅かれ移り住みたくなるまち・・・・・・・・・・・・ | 60 |
| 第1項 「移住者にやさしいまち・舞鶴」宣言・・・・・・・・・・・・ | 60 |
| 第2項 まちなか・農山漁村への移住促進と活性化・・・・・・・・・・・・ | 61 |
| 第3項 次代の子どもたちへ伝える「ふるさと教育」の推進 | 62 |
| 第5節 次世代に向けた社会基盤整備・・・・・・・・・・・・・・・・ | 63 |
| 第1項 さらなる交流促進に向けた交通基盤整備・・・・・・・・・・・・ | 63 |
| 第2項 環境価値を創造するまち・・・・・・・・・・・・・・・・ | 64 |
| 第3項 先端技術で活力を生み出すまち・・・・・・・・・・・・・・・・ | 65 |

第2編 市政運営の基本姿勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67

| | |
|------------------------------------|----|
| 第1節 市民と共に進めるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・ | 67 |
| 第1項 市民を中心としたまちづくりの確立・・・・・・・・・・・・ | 67 |
| 第2項 戦略的な広報の推進と広聴機能の充実・・・・・・・・・・・・ | 68 |
| 第2節 持続可能なまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・ | 69 |
| 第1項 持続可能な行財政運営の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ | 69 |
| 第2項 持てる資産の効果的な活用・・・・・・・・・・・・・・・・ | 71 |
| 第3項 ICT（情報通信技術）の活用・・・・・・・・・・・・・・・・ | 73 |
| 第4項 多様な連携によるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・ | 74 |
| 第3節 市民の期待に応える市役所運営・・・・・・・・・・・・ | 75 |
| 第1項 組織力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・ | 75 |
| 第2項 人材育成の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ | 76 |

第1編 まちづくり戦略

後期実行計画において目指すまちの将来像

地方分散型社会のモデル都市を目指す

ITを活用した心が通う便利で心豊かな田舎暮らしの実現

本市では、平成31(令和元)年度からスタートした第7次総合計画において、第6次総合計画8年間の実績等を踏まえ、「次代を担う子どもたちに夢と希望をお年寄りには感謝を」を基本理念として、「ITを活用した心が通う便利で心豊かな田舎暮らし」の実現というまちづくりの方針を示す中で、市民、地域、国や京都府、各種団体、教育機関や企業などの多様な連携により、様々な施策を展開してきました。

そのような中、長期にわたる新型コロナウイルス感染症の影響、近年の国際情勢に伴う原油価格、物価高騰をはじめサプライチェーンへの懸念が高まる中、東京一極集中から、大都市と地方が連携、共生する地方分散型社会の構築が急務となっています。

後期実行計画においては、「ITを活用した心が通う便利で心豊かな田舎暮らしの実現」をまちの将来像に掲げ、これまで築き上げてきたソフト・ハード両面における成果をつなぎ、さらなる多様な連携と施策間連携による面的取組を推し進め、地方分散型社会のモデル都市を目指します。

まちの将来像を実現するための5つの視点

1. デジタルトランスフォーメーションの促進
2. グリーントランスフォーメーションによる地域経済の振興
3. 地域コミュニティの活性化
4. 少子化対策の推進
5. 感染症対策

国内外の港湾都市との海路・大都市との陸路の交通ネットワークが構築されていることに加え、エネルギーを創出、供給する機能、一次産業、二次産業などにおいて高い生産性を誇る産業基盤を有するなど高いリダンダンシー機能があり、かつ、豊かな自然、連綿と引き継がれてきた歴史・文化の中で、「お互い様」の精神が根付いた地域コミュニティがしっかりと残り、医療、教育、子育て環境の基盤が整備され、合計特殊出生率が高いという本市の特長を生かし、今後のまちづくりにおいて重要な5つの視点をもって、「ITを活用した心が通う便利で心豊かな田舎暮らしの実現」を目指します。

ビヨンド・コロナ社会における「活力あるまちづくり」により目指す数値目標

経済人口10万人

地方分散型社会の重要性が国全体において認識され、京都舞鶴港、道路網の整備促進等により、海路・陸路の交通ネットワーク機能強化が図られる中、本市の魅力ある地域資源を活用する好機を最大限に生かし、新型コロナウイルス感染症等により大きな影響を受けた地域経済の持続可能性を高めるため、「活力あるまちづくり」を強力に推し進めます。

また、まちの活力は人口に比例するという考えのもと、この地に暮らす人の心の豊かさを追い求めるまちづくりを進めることにより、定住人口の減少抑制、特に社会減（転出－転入）の抑制を主軸に置いた施策展開を図りつつ、「活力あるまちづくり」において、交流人口・地域消費額の拡大、ビヨンド・コロナ社会における新たな働き方、暮らし方なども踏まえた関係人口の増加を図り、人口10万人が住むのと同じにぎわいを持つまち「経済人口10万人」を目指します。

<経済人口の算出方法>

$$\text{経済人口} = \text{定住人口} + \frac{\text{交流人口} \times \text{地域消費額}}{\text{定住人口一人あたりの地域消費額}^{(*)}}$$

※定住人口一人あたりの地域消費額（約85万円）

＝定住人口一人あたりの年間消費支出額（約125万円）×地域消費割合（約68%）

第1章 心豊かに暮らせるまちづくり

本市の豊かな自然、歴史・文化、特色ある教育、充実した子育て環境などの地域資源を最大限に活かし、心の豊かさが享受できるまちづくりを進めます。

特に、市民の価値観やライフスタイルが多様化し、少子高齢化により地域の姿が変化する中、住んでみたい、住み続けたいと思える地域を創造するため、地域コミュニティの充実を促進し、市民や多様な団体が共に助け合う、元気なまちづくりを進めます。

また、子ども一人ひとりが尊重され、豊かな育ちが実感できる環境づくりや、子どもの健やかな成長を社会全体で支える環境づくりを推進するとともに、夢を育み、夢に向かって、自らの将来を切り拓き、力強く生き抜く力を身に付ける質の高い教育環境づくりに努めます。

さらに、生涯にわたる学習活動や社会参加活動を通じた、心の豊かさや生きがいの充足機会の創出、市民一人ひとりがお互いの人権や個性を尊重する地域社会の構築に取り組みます。この地域で産み（生まれ）、育て（育ち）、学び、働き、そして心豊かに暮らせると感じてもらえる取組を強化・推進していきます。

第1節 共に助け合い地域が元気なまち

市民や自治会、市民活動団体などによる地域コミュニティ活動を支援し、多様な主体が連携する元気なまちづくりを推し進め、地域課題を地域コミュニティの力で解決を図れるよう取り組むとともに、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重する地域づくりに取り組みます。

第1項 地域のつながりと新しい地域コミュニティの創造

住んでみたい、住み続けたいと思える地域をつくるためには、住民が互いに信頼し、共感し、助け合う良好な地域コミュニティを実現させることが求められるため、自治会をはじめとした既存のコミュニティ団体を支援し、地域力を向上させ、「共助」がより豊かになるよう取り組んでいきます。

また、少子高齢化や価値観の多様化、担い手不足などから、多くのコミュニティ団体が運営の困難に直面している中、新たな地域づくりの方策として、多様な主体の連携や広域的な連携、行政や事業者等との連携による新しい地域コミュニティを創造し、拡大する地域課題に対し、住民と行政がそれぞれの立場で役割分担し、連携・協力して解決を図る仕組みづくりを進めます。

さらに、「地域づくり」は「人づくり」であることを重視し、市民一人ひとりが持つポテンシャルを地域に還元できるよう、地域人材の発掘、育成、活用に取り組みます。

1. 地域コミュニティの活性化

①自治会活動の支援

自助共助の仕組みによる住民自治の中核をなす自治会及び自治会活動について、その存在意義や必要性を市民に周知啓発し、参画を促すとともに、時代の変化に対応した新たな自治会支援により自治会活動の活性化、コミュニティ活動の充実を図ります。

担当課：地域づくり支援課

②住民が主体となった地域運営の促進

福祉や防災、環境など、拡大する地域課題に対応するため、住民が主体となり、共助による地域運営を考える地域に対し、現状の把握、課題の抽出、解決策の検討・実施などの取組を支援し、将来に渡り継続して助け合い、元気を維持できる地域づくりを促進します。

担当課：地域づくり支援課 福祉企画課

③小地域での見守り体制の構築

身近な地域において、ひとり暮らしの高齢者等への定期訪問を行う等により、孤立を 방지、小地域で支えあう体制づくりを促進します。

担当課：福祉企画課

2. 多様な主体の連携による新しい地域コミュニティの創造

①新たな地域コミュニティの形成促進

自治会だけでなく、市民活動団体など地域に関わる多様な主体が、自治会の単位よりも大きな枠組みで連携し、地域課題の解決にあたるなど、新しい枠組みによるこれからの地域コミュニティのあり方を検討し、その形成を促進します。

担当課：地域づくり支援課

②市民活動による新しい公共の拡大

NPOやボランティア団体など、市民による自主的な活動主体が地域社会を支える力としてより一層活躍できるよう、その自主性、自立性を尊重しながら、情報や活動の場を提供するなどの支援を行うことで、新しい公共の拡大を図ります。

担当課：地域づくり支援課

3. 「学び」を通じた担い手づくり

①「学び」を通じた担い手づくり

多世代交流施設「まなびあむ」及び6つの公民館の施設間ネットワークを生かし、住民自身が主体となって地域に誇りと愛着を持つ「地元学事業」や「とっておきの舞鶴体感講座」を展開するなど、地域を取り巻く課題に対し、住民自らが気付き、解決に取り組めるよう、さまざまな場面において学びの機会を提供し、その成果を地域づくりと地域を担う人材の育成につなげます。

担当課：地域づくり支援課

②地域公共人材の積極的な活用と支援

市民一人ひとりが持つ、さまざまな知識や経験、新たな学びを地域に還元させるため、「まちの先生」事業の展開、多世代交流施設「まなびあむ」及び6つの公民館の施設間ネットワークや図書館などでの講座や体験教室の講師に市民を登用するなど、人材の活躍の場を提供するとともに、その活動を支援します。

担当課：地域づくり支援課 図書館課

第2項 男女共同参画の推進

職場、家庭、地域、学校などのあらゆる分野において男女が互いの人権を尊重しながら平等に参画し、個性に応じて能力が発揮でき、その人らしい生き方で輝くことができるまちづくりを目指します。

1. 女（ひと）と男（ひと）とが自分らしく輝くことができるまちづくり

①男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

舞鶴市男女共同参画センター（フレアス舞鶴）を拠点として、根強く残る固定的性別役割分担意識の解消を目指して男女共同参画の意識づくりを進めます。

担当課：人権啓発推進課

②男女が共に参画し、活躍できる環境づくり

男女が社会の対等な構成員として、共に協力して職場・家庭・地域などで活躍できる環境づくりを進めるとともに、意思決定の場に男女双方からの幅広い意見が反映されるよう、審議会・委員会等への女性委員の登用に努めます。

| 数値項目 | 基準値（2022） | 2023（1年目） | 2024（2年目） | 2025（3年目） | 2026（4年目） |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 審議会等への女性委員の登用率 | 28% | 30% | 32% | 34% | 35% |

担当課：人権啓発推進課

③男女が共に安心して暮らせるまちづくり

男女共同参画の視点からの防災対策や避難所の設置・運営の必要性について啓発を行うとともに、配偶者等からの暴力（DV）防止のための啓発など、男女が共に安心して自分らしくいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

担当課：人権啓発推進課

第2節 子育て環境日本一を目指すまち

核家族化の進行や共働き世帯の増加など、家族形態の変容が進む中、妊娠、出産、子育てなど、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりとともに、次代を担う子どもの権利・利益の擁護に向けた取組を進め、子どもの豊かな育ちと成長が実現できるまちづくりを進めます。

また、0歳から15歳までの切れ目のない質の高い教育環境の充実や、子どもの健やかな成長を社会全体で支える環境づくりなど、学校や家庭のみならず地域が相互に連携することで「子育てしやすいまち」の実現に向けた取組を進めます。

第1項 子どもの豊かな育ちを支える環境づくり

乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。遊びや生活などを通して、主体性や自己を肯定するところを育成し、家庭や地域、関係機関と協調しながら、無限の可能性をもった次代を担う子どもの豊かな育ちにつながる取組を推進します。

1. 子どもの主体性を育む乳幼児教育の推進

①質の高い乳幼児教育の推進

希望するすべての人が保育所、幼稚園、認定こども園に安心して子どもを預けることができるよう、将来の保育ニーズも見据えた的確な保育を提供するとともに、子どもの主体性を育む保育の実践等により、乳幼児教育のさらなる充実を図ります。

また、質の高い乳幼児教育を提供するための根幹となる保育人材の確保に努めるとともに、待機児童ゼロを維持します。【設定目標：待機児童なし】

担当課：幼稚園・保育所課

②乳幼児教育センター機能の充実

乳幼児教育センターを拠点として、「舞鶴市乳幼児教育ビジョン」に基づき、地域、家庭や保育所、幼稚園、認定こども園の保育者、小中学校の教員がそれぞれの役割を果たすために「乳幼児教育」「発達支援」に関する分野において、コーディネート・サポートを実施します。

実施にあたっては、公私、園・校種の枠を越えた乳幼児教育の質の向上研修やカリキュラム研究等の充実を図るほか、関係機関と連携し、家庭や地域における乳幼児教育ビジョンの普及と乳幼児教育の充実を図ります。

また、乳幼児教育コーディネーターが、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校への訪問・巡回を通じて、保育・教育内容やその環境等への適切な助言等を行うほか、各主体の連携を深めるとともに、「保育者研修・育成指標」をもとにして、保育者の専門性の向上と育成を図ります。

担当課：幼稚園・保育所課

③成長や発達に支援が必要な子ども施策の充実

支援が必要な子どもや保護者に対して、相談の場や親子教室などを実施するとともに、保育所・幼稚園・認定こども園への巡回指導や支援などを行う「にじいろ個別支援システム」^(※)の効果的な運用により、一人ひとりの発達に応じたきめ細かな支援に努めます。

※にじいろ個別支援システム…市内の専門機関のスタッフが、保育所等を巡回し、支援が必要と考えられる子どもの集団生活の状況等を把握した上で、個々に応じた保育環境の整備や適切な支援方法について助言等を行うもの。

担当課：幼稚園・保育所課

④保幼小中連携の強化

保幼小中接続カリキュラムを効果的に活用し、保育所・幼稚園・認定こども園、小・中学校の0歳から15歳までの切れ目ない円滑な接続を図ります。

担当課：幼稚園・保育所課

2. 保育の質の向上につながる環境づくりの促進

①認定こども園の普及

親の就労等家庭の状況に関わらず、0歳から就学前までの一貫した質の高い乳幼児教育を提供していくため、公立保育所の認定こども園化を推進するとともに、私立保育所や幼稚園の認定こども園への移行を促進します。【設定目標：公立保育所の認定こども園移行 令和7年度】

担当課：幼稚園・保育所課

②保育所等への運営支援

乳幼児教育の良好な環境づくりを促進するため、私立の保育所や幼稚園、認定こども園への的確な運営支援を行います。

担当課：幼稚園・保育所課

3. 豊かな遊びを通じた学びの推進

①子育て交流施設における「あそび」と「交流」の推進

天候に左右されず、子どもからお年寄りまで多世代が交流できる施設で、五感を使った豊かな遊びを提供し、子どもの創造性・社会性・感性・身体能力など健全な発達の支援を行うと共に、子育てに関する相談、情報提供を行い、安心して子育てできる場を創出します。また、NPO法人等との連携により遊びのフィールドを地域全体に広げ、地域資源を活かした親子のふれあい体験や様々な世代と交流する機会を創出します。

担当課：子ども支援課

第2項 親と子が安心して健やかに過ごすことのできる環境づくり

安心して妊娠、出産、子育てができ、子どもの成長段階に応じた切れ目ない支援が行えるよう、関係機関等と連携を図りながら、相談やサポート体制の充実、心身の健やかな成長や健康的な生活習慣の確立に向けた取組を推進するとともに、子育て支援のさらなる充実を図ります。

2026年度に子育てしやすいまち・満足度80%達成を目指します。【基準値（2022）：68%】

1. 妊娠中から出産、子育て期までの切れ目ない支援体制の充実

①妊娠期からの相談体制の充実

改正児童福祉法に基づく子ども家庭センターの設置や妊娠期から支援が必要な子育て家庭の情報を把握し関係者間で共有するサポートプランの導入など、国の動向を見据えながら相談体制の拡充を図るとともに、デジタル技術を活用した子育て支援サービス「まいココ」による地域の子育て情報等の提供や休日・夜間も可能なオンライン相談の充実など、妊娠期からの不安を軽減し、地域や関係機関と一体となった切れ目ないサポートに努めます。

担当課：健康づくり課 子ども支援課

②出産後早期からの心身の健康状態の把握とサポート体制の充実

出産後は、産婦健診や新生児訪問などから母子の健康状態を把握し、産後ケア事業や相談・訪問事業など必要な支援を行います。

担当課：健康づくり課

③こんにちは赤ちゃん事業（乳幼児全戸訪問）の推進

赤ちゃんが生まれたすべての家庭を地域の民生児童委員や主任児童委員が訪問し、不安や悩みを聴き、子育て支援に関する情報提供などを行います。

担当課：子ども支援課

2. 健やかな子どもの成長、発達のための健康づくりの推進

①親と子の健康づくり支援

乳幼児健康診査の実施により、疾病や異常の早期発見に加え、虐待予防や子育て不安軽減の観点から、子どもの発達段階に応じ、親子に寄り添った支援の充実を図ります。

担当課：健康づくり課

②子どもの良好な食習慣の確立

乳幼児健康診査や健康教育、各教室において、生活リズムの大切さや栄養バランスの整った食習慣の普及啓発、及びその実践に取り組みます。

担当課：健康づくり課

③子どものむし歯予防と歯・口腔の健康づくりの推進

幼児歯科健康診査、むし歯予防教室などにおいて、むし歯予防の知識普及を図るとともに、フッ化物を利用したむし歯予防を促進します。また、集団生活の場などで幼児のむし歯が抑制されるよう関係者への知識普及や予防事業の拡大に努め、学童期までの切れ目ない事業の推進に取り組みます。

担当課：健康づくり課

3. 子育て支援の充実

①子育て支援サービスの充実

仕事と生活の調和を目指し、子育てをしながら働く人を支援するため、安心して利用できるよう、ファミリー・サポート・センターやショートステイなど、子どもの預かりサービスの充実に努めます。

担当課：子ども支援課

②安心のつながり体制の充実

人と人が触れ合う機会が減少し、子育て家庭の孤立が進む中で、親子が気軽に集い、つながりあうことができる交流の場の提供をはじめ、ニーズにあった支援を届けるアウトリーチの取組や子育て相談の機会の拡大など、子育て支援拠点での取組をさらに充実させるとともに、自治会、民生児童委員、ボランティア・市民活動、住民同士の助け合いといった地域のネットワークにより、社会全体で子育て家庭を支える取組を推進します。

担当課：子ども支援課

③身近な地域資源を活用した共助のコミュニティづくり

子育て世代の潜在的なニーズや支援を求める小さなサインを受け止め、身近な地域社会で支援スキルを持ったベテラン・シルバー世代の支援者につなげ、気軽に助言や支援を受けることができる新たな市民主導の共助の仕組みづくりを支援します。

また、デジタル技術を活用した子育て支援サービス「まいココ」の活用などにより、有

意な情報を発信するとともに、潜在的なニーズやサインを迅速に把握し、行政・地域・民間事業者の連携により、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

担当課：子ども支援課

④子育て支援活動団体への支援

子育てをする家庭や子どもに対して地域ぐるみで子育て支援を進めるため、舞鶴子ども育成支援協会やNPO法人、子どもの居場所づくりに取り組む団体など、子育て支援に取り組む各種団体の支援に努めます。

担当課：子ども支援課

⑤ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の子どもの健全な育成支援とともに、ひとり親家庭に対する経済的支援施策等の的確な情報提供や関係機関との連携により、寄り添い型の支援の充実に努めます。

担当課：子ども支援課 生活支援相談課

⑥親の子育て力を高める取組の推進

0歳から就学前までの子どもをもつ親を対象に、親子の触れ合いや子どもとの関わり方等を気軽に学べる機会を定期的に提供することにより、子育てのコツをつかみ、子育てに自信や安心感をもってもらうなど、親の子育て力を高める取組を推進します。

担当課：子ども支援課

4 子どもの権利擁護に向けた取組の推進

①子どもの社会参加や豊かな育みにつながる支援

いじめや虐待、ヤングケアラーなどの子どもやその家庭が抱える様々な課題に対し、子どもの権利・利益を侵害する実態等を把握し、その未然予防や発現後の的確な対応につながる取組を推進します。

また、子どもやその家庭をサポートするため、学校・地域等との相談体制などをさらに強化した支援体制を構築することにより、子どもの権利・利益の擁護に努め、子どもの豊かな育みを支える環境の充実に努めます。

担当課：子ども支援課 幼稚園・保育所課 健康づくり課 学校教育課 各関係課

②児童虐待防止対策の強化

児童虐待の発生予防のため、子育てに不安や悩みを抱えたり、孤立しがちな家庭の相談にワンストップで応じる体制を充実・強化し、子育てに関する幅広い知識・情報等の発信や啓発に努めるとともに、児童虐待の発生防止や通報義務について、市民等への周知啓発に努めます。

また、児童虐待に早期に対応し、必要な支援を適切に行うため、学校、保育所等をはじめ、児童相談所や警察などの関係機関とのネットワークの充実・強化を図ります。

担当課：子ども支援課

第3項 夢に向かって将来を切り拓く子どもを育成するための環境づくり

ふるさと舞鶴を愛し、夢に向かって自らの将来を切り拓き、力強く生き抜く子どもの育成を図ります。

そのため、「確かな学力」や「豊かな心」、「健やかな体」など、バランスのとれた生きる力を小中一貫した教育を推進することによって育むとともに、児童生徒一人ひとりを大切にされた学校づくりを進めます。

1. 生きる力を育み子どもの夢をかなえる教育の推進（知・徳・体の育成）

①確かな学力の育成（知）

小中一貫教育により、義務教育9年間で修了するのにふさわしい学力の定着や豊かな人間性・社会性の育成を図るとともに、ICT（情報通信技術）の効果的な活用などにより「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組み、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成します。

| 数値項目 | 基準値（2022） | 2023（1年目） | 2024（2年目） | 2025（3年目） | 2026（4年目） |
|----------------------------------|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 授業がよくわかると回答した児童生徒の割合（全国学力学習状況調査） | 小学校（6年生） 83.7% | 85% | 85% | 85% | 85% |
| | 中学校（3年生） 80.0% | 82% | 82% | 82% | 82% |

担当課：学校教育課

②豊かな心の育成（徳）

道徳教育・人権教育を通じて相手を思いやり、親や周りの人々に感謝する豊かな心を育成します。

また、いじめ防止基本方針に基づき、いじめを絶対に許さない取組を推進し、社会全体で子どもを守る環境づくりを進めます。

ふるさと舞鶴の豊かな自然や歴史・文化などに愛着や誇りを持った児童生徒を育成するとともに、ボランティア活動や自然体験活動、地域行事への参加など、豊かな体験の充実を図ります。

| 数値項目 | 基準値（2022） | 2023（1年目） | 2024（2年目） | 2025（3年目） | 2026（4年目） |
|--------------------------------------|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 自分にはよいところがあると回答した児童生徒の割合（全国学力学習状況調査） | 小学校（6年生） 77.5% | 80% | 80% | 80% | 80% |
| | 中学校（3年生） 72.6% | 75% | 75% | 75% | 75% |

担当課：学校教育課

③健やかな体の育成（体）

学校体育や部活動等を通じて運動習慣の確立や体力の向上を図ります。

また、安心安全な学校給食の提供に努めるとともに食育を推進し、感謝の気持ちを育み、生涯にわたる健康の保持・増進を図ります。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|----------------------------------|-----------------------------|------------|------------|------------|------------|
| 朝食を毎日食べている児童生徒の割合 (全国学力学習状況調査) | 小学校 (6年生) 86.5% | 90% | 90% | 90% | 90% |
| | 中学校 (3年生) 75.0% | 85% | 85% | 85% | 85% |
| 数値項目 | 基準値 (2021) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
| 全国体力・運動能力・運動習慣等調査における体力合計点 (平均点) | 小学校 (5年生) (男子) 51.57点 | 53点 | 53点 | 53点 | 53点 |
| | 小学校 (5年生) (女子) 53.87点 | 55点 | 55点 | 55点 | 55点 |
| | 中学校 (2年生) (男子) 39.95点 | 41点 | 41点 | 41点 | 41点 |
| | 中学校 (2年生) (女子) 47.91点 | 49点 | 49点 | 49点 | 49点 |

担当課：学校教育課

④個性を伸ばし児童生徒一人ひとりを大切にした学校教育の推進

誰ひとり取り残すことなく一人ひとりの能力を最大限に伸ばす「個別最適な学び」を推進するとともに、特別支援教育支援員を配置するなど、特別支援教育の充実を図ります。

不登校については、学校と教育支援センター「明日葉」、フリースクール等が連携し、解決に向けた取組を充実します。

また、将来の夢を育み、その夢を実現するためのキャリア教育を推進するとともに、グローバルに活躍する人材を育成するため、外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を育成します。

| 数値項目 | 基準値 (2021) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|-----------------------------------|--------------------|------------|------------|------------|------------|
| 不登校の出現率 | 小学校 (6年生) 1.51% | 1.36% | 1.20% | 1.10% | 1.00% |
| | 中学校 (3年生) 6.25% | 6.00% | 5.50% | 5.00% | 4.00% |
| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
| 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 (全国学力学習状況調査) | 小学校 (6年生) 80.0% | 85% | 85% | 85% | 85% |
| | 中学校 (3年生) 63.2% | 70% | 70% | 70% | 70% |

担当課：学校教育課

2. 豊かな学びを支える教育基盤整備の推進

①教職員の資質能力の向上と指導体制の充実

I C T（情報通信技術）の効果的な活用や人権意識の向上などの計画的な研修により教職員の資質能力の向上を図るとともに、小学校において、特定の教科を教える教員（専科指導教員）を配置するなど、学校の指導体制の充実を図ります。

また、教職員の業務負担軽減を図り、心身ともに健康で質の高い人材の育成に努めるとともに、スクールカウンセラーや部活動指導員、スクールロイヤー等を配置し、専門性を活かした持続可能な学校指導体制の充実を図ります。

担当課：学校教育課

②学校施設の長寿命化と質の高い教育環境づくりの推進

今後、更新時期を迎える学校施設について、学校施設長寿命化計画に基づく計画的な学校施設の長寿命化等に取り組み、安全・安心な教育環境を確保するとともに、財政負担の抑制とコストの平準化を図ります。

また、情報活用能力を育成するための I C T（情報通信技術）教育環境の充実を図るとともに、質の高い学びを実現するための学校図書館の充実を図ります。

少子化の進行状況を踏まえ、学校の適正規模・適正配置について検討を進めます。

担当課：教育総務課 学校教育課

③家庭教育を支える仕組みづくりの推進

経済的な事情により就学が困難な家庭に対して援助を行い、教育機会の確保を図ります。

また、家庭・学校・地域・P T A等の関係団体が連携し、児童生徒の健やかな成長を支援します。

学校と家庭が連携し、児童生徒の基本的な生活習慣の確立と質の高い家庭学習習慣の定着を図ります。

担当課：学校教育課

3. 地域社会で支える教育と子育て支援の充実

①地域との連携による教育・子育て支援の推進

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）[※]により、地域と共にある学校づくりを推進するとともに、地域と学校が連携・協働し、地域全体で学校を支える取組を推進します。

また、地域で活動するスポーツ団体や文化団体等と連携し、子どもの健全な育成を支援します。

| 数値項目 | 基準値（2022） | 2023（1年目） | 2024（2年目） | 2025（3年目） | 2026（4年目） |
|--|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合 （全国学力学習状況調査） | 小学校（6年生） 69.2% | 75% | 75% | 80% | 85% |
| | 中学校（3年生） 51.2% | 53% | 53% | 55% | 55% |

※コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）…保護者や地域住民等で構成する委員が学校運営に関して協議をする機関を置く学校のこと。

担当課：学校教育課

4. 子どもたちの豊かな成長と主体性、社会性を育む子育て支援の充実

①放課後児童クラブを通じた子どもの豊かな育ちの支援

「放課後子どもスマイルプラン」に基づき、放課後児童クラブの最適化を目指し、子どもの健やかな成長と保護者の仕事と家庭の両立支援を担う児童クラブに求められる役割・機能を発揮させながら、持続可能で、かつ安全・安心な子どもの居場所の確保に努めます。

担当課：子ども支援課

②放課後における学習支援の推進

次代を担う子どもが、生まれ育った環境に左右されることなく、進学や就職など将来に夢や志をもって成長していけるよう、小学生を対象に生活習慣と学習習慣の定着を図り、基礎学力の定着に向けた取組を推進します。

担当課：子ども支援課

5. 子育てに関する学びの機会創出

①生徒と赤ちゃんのふれあい交流の推進

学校の授業を通じて、これから親になる生徒が、親子とのふれあいを体験することにより、子どもに対する愛着や生命の尊さを感じ、将来結婚して子どもを産み、育てたいと思える機会を創出します。

担当課：子ども支援課

第3節 生涯を通じて健幸（健康・幸福）で文化的なまち

高齢社会を迎える中、学習・文化活動や社会参加活動を通じて、心の豊かさや生きがいの充足の機会の創出に努めます。また生涯を通じた学びを通じて、高齢者をはじめ、市民一人ひとりが地域の課題解決のために自主的かつ継続的に活躍できる環境を整えるとともに、意欲のある高齢者と活躍の場を結び付けるための環境づくりに努めます。

第1項 歴史文化遺産の活用によるまちづくり

「舞鶴市歴史文化基本構想」に基づき、歴史文化遺産の価値を掘り起こし、次世代へ継承するため、市民や行政が連携を図りながら協働し、歴史文化の魅力を活かしたまちづくりを推進します。

1. 歴史文化遺産の活用の推進

①ユネスコ世界記憶遺産登録資料を活用した国内外への発信

海外引揚港としての歴史を、より広く語り継ぐために、舞鶴引揚記念館の施設の機能を有効に活用した展示及び運営の充実を図り、来館者の増加につなげます。

また国内外の博物館関係者等との交流・連携を深め、研究及び調査を進めながら、全国に向けたプロモーションや世界平和へのメッセージを発信するため国際ブランド力の強化を図ります。

担当課：舞鶴引揚記念館

②「次世代への継承」から「次世代による継承」へ

次世代への継承に向けては、魅力ある教育旅行プログラムの構築などで、平和学習・教育旅行の誘致を推進します。また「舞鶴引揚の日」を中心として地域や学校と連携し、引揚者を温かくお迎えした誇るべきまちの歴史を郷土愛の醸成につなげます。

担当課：舞鶴引揚記念館

③近代化遺産の活用

旧海軍の赤れんが建造物等が数多く残るなど、全国的にも有数の近代化遺産を活用し、学校等と連携したふるさと学習を推進し、郷土への誇りと愛着を育みます。

赤れんがパークにおける歴史文化の魅力向上を図るため、文部科学省所管赤れんが倉庫3棟に海軍ゆかりの地域資源の魅力を広く発信する機能を整備します。

担当課：観光振興課 文化振興課

④城下町文化の活用

田辺城趾をはじめ城下町の名残をとどめるまちなみや建造物等は、歴史的な景観として貴重な財産であることから、市民が愛着と誇りを持てるよう、これらを保全・活用するとともに、田辺城趾を生かしたまちづくりを推進します。

担当課：都市計画課

2. 継続的な調査の実施と新たな歴史文化遺産の発掘

①歴史文化遺産の再調査による価値の再発見

指定、未指定の歴史文化遺産について調査研究を進め、その価値を明らかにし、広く市民に周知することによって保存・活用を推進します。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 国・府・市指定等文化財件数 (累計) | 211 | 213 | 215 | 217 | 218 |

担当課：文化振興課

3. 歴史文化遺産の継承の推進

①歴史文化遺産の次世代への継承

自治会等が行う用具修繕など文化財保全事業や次世代への継承事業を支援します。

担当課：文化振興課

②歴史文化遺産の魅力の発信

伝統行事や民俗芸能について、記録映像制作など、その継続や復活の取組を支援するとともに、歴史文化を活かしたまちづくりを進めていくために、サポーターとなる担い手を育成する講座を実施します。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|---------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| HPへの祭礼等記録映像掲載数 (累計) | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |

担当課：文化振興課

第2項 文化を楽しみ創造するまちづくり

舞鶴市文化振興基本計画に基づき、「すべての市民が文化を楽しみ、創造できるまち舞鶴」、「まちを誇りに思い、愛着が感じられる文化都市 舞鶴」の実現を目指します。

1. 市民文化の振興の取組

①市民の文化芸術活動を活性化するための環境整備

すべての人が文化芸術に出会う機会をつくります。文化親善大使の活動を通じ、市民、特に、子どもが文化に触れる機会を増やし、文化力の育成を図ります。また、文化芸術に携わる人材を育成し、優れた功績や顕著な成果を表彰します。

担当課：文化振興課

②市民による文化創造活動の活性化

市民文化団体、NPO、産業団体など多様な主体が相互に交流・連携して文化創造活動の活性化を図る取組を支援します。

担当課：文化振興課

2. 文化芸術創造都市への取組推進

①地域の文化に根差した市民の個性や能力をまちづくりに活かす取組の推進

舞鶴固有の文化を活用したアート事業を実施します。

担当課：文化振興課

②文化親善大使による魅力発信

さらなる文化の発展と創造力を育み、都市としてのブランド力向上を図るとともに、舞鶴市の魅力を広く国内外に発信します。

担当課：文化振興課

③総合文化会館をはじめとする文化施設の活用促進

総合文化会館を市民が文化を親しむ拠点施設として位置付け、市民が利用しやすい管理運営と文化情報の収集・発信に努め、質の高い文化芸術に触れる機会の創出、市民文化活動の促進により、地域文化レベルの向上を図ります。

陶芸館を、子どもから高齢者まで誰でも質の高い陶芸体験ができる施設として位置付け、様々な陶芸アート活動の普及を図ります。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 総合文化会館の利用者人数 | 40,785人 | 45,000人 | 50,000人 | 55,000人 | 60,000人 |

担当課：文化振興課

第3項 スポーツを活かした元気なまちづくり

子どもから高齢者まで、誰もが気軽に楽しくスポーツに親しめる機会を提供し、生涯にわたり健康で幸福な人生を過ごせるスポーツ環境づくりを推進します。

また、スポーツを通じた国際交流の推進や大規模なスポーツイベントや競技大会等の誘致により地域の活性化を図ります。

1. 生涯スポーツの推進

①豊かなスポーツライフの実現

誰もが気軽にスポーツができる環境づくりに努めます。年代を問わず運動する機会が

少ない方々に、気軽に始めることができるウォーキングやニュースポーツ等に取り組む機会を提供します。

子どもから高齢者まで誰もがスポーツを楽しめる、市民ニーズに対応したスポーツイベントの充実に努めます。

担当課：スポーツ振興課

②子どものスポーツ機会の充実

幼児期から少年期にかけてのスポーツ体験は、心身の健全な発達に大きな影響を与え、生涯にわたり豊かなスポーツライフを築くための基盤となることから、元気でたくましい子どもを育むため、スポーツに接する機会の充実に図ります。

| 数値項目 | 基準値 (2021) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|--------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ジュニアスポーツ教室の参加者数 (延人数) | 937人 | 1,080人 | 1,220人 | 1,360人 | 1,500人 |

担当課：スポーツ振興課

③スポーツ施設の長寿命化と質の高いスポーツ実施環境づくりの推進

中長期にわたるスポーツ施設の長寿命化計画を策定し、計画的な施設の長寿命化及び質の向上等に取り組み、安全・安心で快適な質の高いスポーツ実施環境を確保するとともに、財政負担の抑制とコストの平準化を図ります。

担当課：スポーツ振興課

2. スポーツを活用した地域の活性化

①スポーツツーリズム・オリンピックレガシーによる地域活性化

2020東京五輪におけるウズベキスタン共和国のホストタウンとしてオリンピック事前合宿を受け入れた実績を生かし、同国との交流やスポーツ合宿の誘致に取り組みます。

舞鶴赤れんがハーフマラソンなど、スポーツイベント・大規模大会の開催や誘致により、地域の魅力の発信と活性化に努めます。

| 数値項目 | 基準値 (2021) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| スポーツイベント参加者数 | 3,019人 | 12,000人 | 14,000人 | 16,000人 | 18,000人 |

担当課：スポーツ振興課

②ジュニア選手の育成と競技力の向上

全国規模のスポーツ大会開催や国内のトップアスリートと触れ合う機会を設けることにより、ジュニア選手の育成と競技力の向上に繋がります。

| 数値項目 | 基準値 (2021) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|----------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| トップアスリートによるスポーツ教室・イベントの開催数 | 4件 | 5件 | 6件 | 7件 | 8件 |

担当課：スポーツ振興課

第4項 いつまでも学び活動が続けられるまちづくり

市民一人ひとりが、その生涯にわたり、いつでも、どこでも学ぶことができる環境を整えることにより、学びが個人を成長させ、ひいては、様々な地域課題の解決にあたる地域公共人材の育成につながるよう、生涯学習社会の実現に努めます。

1. 多様な学びと交流の提供

①地域や世代に応じた多様な講座の開催

多様化する市民の学習ニーズや、地域社会が抱える様々な地域課題解決のために必要な学びのニーズに対応するため、多世代交流施設「まなびあむ」及び6つの公民館、グリーンスポーツセンターや、陶芸館、ふるさと発見館（郷土資料館）などの施設が連携し、きめ細かく効果的な学びのコンテンツを幅広く提供し、その役割を果たしていきます。

担当課：地域づくり支援課

②社会的包摂^(※)に寄与する学びの提供

社会的に弱い立場の人も含めて、住民一人ひとりが孤立することなく、社会参加し、地域社会を構成していけるよう、多世代間やさまざまな事情を抱えた人の交流など、社会的包摂に寄与する学びや集いの場を提供します。

※社会的包摂…社会的に弱い立場にある人を含め、市民一人ひとり、孤独や孤立から援護し、社会の一員として取り込み、支え合う考え方のこと。

担当課：地域づくり支援課

③公民館における交流の場の提供

公民館は地域の拠点施設として、子どもや働き盛り世代、高齢者など幅広い世代の住民が集い交流する場を提供することで、地域の活性化と、地域課題への多世代連携による対応力の強化を図ります。

担当課：地域づくり支援課

2. 本を通じての学びや地域及び生活課題の解決支援

①子どもと本をつなぐ取組

親と赤ちゃんが絵本に触れ合うきっかけをつくる「赤ちゃんおはなし会」や子どものための「おはなし会」を開催し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う手助けをします。また、図書館資料を活用した工作教室や科学教室を開催するほか、小学校等を対象にブックトークや貸出文庫を実施し、次代を担う子どもたちが、読書を通じ豊かな情操を育み、幅広く正確な知識を習得できるよう支援します。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 「赤ちゃんおはなし会」の参加者数 | 400人 | 450人 | 500人 | 600人 | 700人 |
| 「おはなし会」等催し参加者数 | 500人 | 650人 | 800人 | 1000人 | 1300人 |

担当課：図書館課

②学びの場づくりと図書資料等の提供

大人のための読書会など学びの場を設けるとともに、市民が求める図書館資料や情報を的確に提供することにより、市民一人ひとりが、心豊かな人間形成といきがいのある充実した生活を送れるよう支援します。加えて、資料情報の発信に取り組み、市民の学ぶ意欲を喚起します。

担当課：図書館課

③中央図書館整備と図書館機能の再編

図書館基本計画に基づき、中央図書館を整備し、分館を含めた図書館組織の司令塔としての役割を強化するとともに、各分館をネットワークでつなぎ、図書館サービスや図書館資料の効果的かつ効率的な展開を図ります。

また、市民や地域社会が抱える課題解決支援機能を強化するため、図書館資料の充実と司書のスキルアップを図ります。

担当課：図書館課

第5項 一人ひとりの人権が尊重されるまちづくり

良好な地域社会の形成に向けて、一人ひとりがお互いの人権を尊重する地域づくりに取り組めます。

また、個人の人格を尊重するとともに、自立心を醸成し、希薄化するコミュニティの再生と地域におけるつながりの確保に向けた取組を推進します。

1. 人権意識向上のための事業の推進

①人権啓発・学習の推進

同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権課題の解決に向け、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重する地域社会を構築するため、「舞鶴市人権教育・啓発推進計画」に基づき、人権研修会等の開催や幼少期からの人権学習の推進、また市民団体の自主的な活動への支援を行うなど、人権啓発・学習を推進します

担当課：人権啓発推進課

②市民交流センターにおける効果的な事業の推進

地域福祉の向上と様々な人権課題の解消のため、相談体制の充実を図るとともに必要な教育及び啓発を行い、住民交流など、市民交流センターにおいて取り組む事業をより効果的に実施します。

担当課：人権啓発推進課

③人権侵害の防止を図る取組の推進

登録型本人通知制度の利用を促進するなど、結婚、就職などにおける不合理な身元調査を目的とした戸籍謄本等の不正取得など人権侵害の防止を図るための取組を推進します。

担当課：市民課

第4節 豊かな自然環境を守り育むまち

美しく豊かな舞鶴の里山・里地・里海を次世代に引き継ぐため、地球温暖化対策をはじめ、環境への負荷低減、生物多様性の確保など、環境にやさしい持続可能なまちづくりに、市民、事業者、行政がそれぞれの役割に応じて、協働で取り組めます。

第1項 脱炭素化^(※)の推進

気候変動に伴う異常気象の頻発や海面上昇などにより地球規模の課題となった地球温暖化対策においては、市民一人ひとりの意識改革が求められています。市民啓発を進め

るとともに、脱炭素社会実現へ向けた市民・事業者の取組を支援します。また、今後、温室効果ガス^(※)削減を進めても世界の平均気温は上昇すると予測されており、気候変動の影響に対応するための適応策に取り組みます。

※脱炭素化…脱炭素化社会。経済発展を妨げることなく地球温暖化を防ぐため、エネルギーを化石燃料から再生可能エネルギー（風力、太陽光、地熱など利用し続けても枯渇することなく、環境への負荷も少ないエネルギー資源）に転換し、温室効果ガスを排出しない経済社会像。

※温室効果ガス…太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等の7種類のガス。

1. 地球温暖化緩和策の取組

①クールチョイス（COOL CHOICE）の推進

市民・事業者との連携・協力により、環境イベント「まいづる環境フェスタ」を開催するなど、「COOL CHOICE^(※)」に係る啓発活動を実施します。

※COOL CHOICE…地球温暖化対策のための国民運動（＝賢い選択）。2030年に向けて、温室効果ガスを2013年度比で46%削減するという日本の目標達成のために、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資する、あらゆる「賢い選択」をしていこうとする取組。

担当課：生活環境課

②再生可能エネルギーの利用促進

舞鶴市地域エネルギービジョンに基づき、太陽光発電設備や蓄電池の設置など再生可能エネルギーの普及促進を図るとともに、公共施設においても再生可能エネルギーの使用率の向上を図ります。

| 数値項目 | 基準値（2022） | 2023（1年目） | 2024（2年目） | 2025（3年目） | 2026（4年目） |
|---------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 住宅用太陽光発電システムの設置基数 （累計） | 1,807基 | 1,850基 | 1,900基 | 1,950基 | 2,000基 |

担当課：生活環境課

③交通対策の取り組みの推進

電気自動車（EV^(※)・PHV^(※)）等の普及を図るため、環境イベント「まいづる環境フェスタ」などで、まいづる環境市民会議など市民団体と協働し啓発活動に取り組むとともに、市の公用車については、EV、PHV等の導入に努めます。

また、車から電車やバス、自転車、徒歩など、環境にやさしい通勤手段への転換を促進するため、啓発活動やノーマイカーデーの設定を推進します。

※EV…Electric Vehicle。電気自動車。

※PHV…Plug-in Hybrid Vehicle。家庭用電源等からプラグを利用して直接電力を供給し充電できるハイブリッドカー。

担当課：生活環境課 資産マネジメント推進課

④事業所での取り組み（グリーンリカバリー）の推進

BEMS^(※)、FEMS^(※)等の情報提供、啓発活動を行うとともに、市の施設においても舞鶴市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）や舞鶴市地域エネルギービジョンに基づき、省エネ機器の率先した導入に努めるなど、市の事務事業に伴い排出されるエネ

ルギー起源の温室効果ガスの削減に取り組みます。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|-------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 市の事務事業に伴うエネルギー起源のCO2排出量 | 12,219 t - CO ₂ | 11,500 t - CO ₂ | 10,500 t - CO ₂ | 9,500 t - CO ₂ | 8,858 t - CO ₂ |

※BEMS …Building and Energy Management System。室内環境を確保しながらエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システム。

※FEMS …Factory Energy Management System。生産設備毎のエネルギー使用状況などを見える化し、必要に応じて設備稼働を制御すること。

担当課：生活環境課

⑤環境（地球温暖化防止）教育の推進

小・中・高校生・社会人等、段階に応じたSDGsや地球温暖化に関する環境学習の機会を積極的に創出します。

担当課：生活環境課

2. 地球温暖化適応策の取組

①地球温暖化適応策の推進

地球温暖化による気候変動によって起こる悪影響（集中豪雨などによる災害、猛暑による健康被害、農作物の品質低下、病害虫増加、生物多様性への影響など）に備え、関係機関、市民、事業者等と連携し、被害を軽減するための様々な対策を進めます。

担当課：生活環境課

第2項 循環型社会の確立

環境への負荷低減に努めるためには、資源・エネルギー利用の効率化を図り、廃棄物の発生抑制・再利用・再資源化する循環型社会への移行を速やかに進める必要があります。市民・事業者・市民団体と連携、協働し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）[※]や環境美化活動に取り組みます。

※3R…「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース（Reduce＝ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse＝再使用）」「リサイクル（Recycle＝再生利用）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

1. ごみ減量の取組

①3R（ごみの減量、再使用、資源化）の推進

循環型社会形成の基本原則である3R（リデュース、リユース、リサイクル）を市民・事業者・行政が一体となって推進し、「誰もが住みやすい持続可能なまち舞鶴」の実現を図ります。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|-----------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 市民1人1日当たりのごみ排出量 | 872.8g | 861.1g | 854.3g | 848.9g | 845.7g |

担当課：生活環境課

②効率的なごみの収集・処理体制の構築

新技術導入を検討するなど、効率的なごみの収集・処理体制の構築を図るとともに、ごみの排出機会の確保に向け、小売店での店頭回収の拡充や拠点型集団回収の活性化を図ります。

担当課：生活環境課

③海洋プラスチックごみの削減

海洋プラスチックごみの発生防止に向けた啓発を行うとともに、海洋関係機関・団体等と連携し、環境美化活動の拡充や海洋プラスチックごみの流出防止対策などの取組を推進します。

担当課：生活環境課

④環境教育の推進

関係機関・団体等と連携し、小・中・高校生・社会人等、段階に応じた環境学習の機会を積極的に創出し、ごみの減量・資源化に関する啓発等の取組を推進します。

担当課：生活環境課

2. 環境美化活動の推進

①清掃活動の支援

ポイ捨てをしない・させない・許さない環境づくりのため、まいづるクリーンキャンペーンやアダプトプログラム^(※)などのボランティア清掃を支援するとともに、楽しみながら清掃活動を行うビーチコーミングの開催など、多くの市民が環境美化活動に参加できる取組を進めます。

※アダプトプログラム…環境美化里親制度。市民と行政が共同で進める地球環境美化の取組で、一定区画の公共の場所を養子にみたと、市民が里親となって養子の美化（清掃）を行い、行政が回収などを支援する制度。アダプト（Adopt）とは、英語で「〇〇を養子にする」の意味。

担当課：生活環境課

第3項 生物多様性^(※) 保全の推進

生態系は生き物とそれを取り巻く環境が相互に関連して成り立ち、人間の営みが持続可能な形で行われる限りにおいて、安定した地域固有の自然環境を保ちます。生物多様性を確保することは、人を含めた生き物の生存を維持する事につながります。市民が自然とふれあい、理解する機会を増やし、自然環境を保全する取組を進めます。

※生物多様性…あらゆる生物種の多さとそれらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を言い、さらに生物が過去から未来へと伝える遺伝子に多様さまでを含めた幅広い概念。

1. 環境保全意識の向上

①自然とのふれあいの推進

まいづる環境市民会議や川と海を美しくする会など市民団体と協働し、市民参加型の水生生物の調査等を実施する自然観察会等を開催することにより、市民の環境保全意識の向上を図り、環境保全活動を担う人材を育成します。

担当課：生活環境課

第5節 国籍や民族、文化の違いを互いに認め合い、多文化が共生するまち

「経済財政運営と改革の基本方針（2018年）」により、少子高齢化による働き手不足を補うため新たな外国人労働者の受入が打ち出され、今後、地方都市においても生活者としての外国人が増加することが見込まれる中、国籍や民族、習慣の違いを問わず、お互いの文化を認め合い、誰もが安心して生活できる多文化共生社会の実現を目指します。

第1項 異文化理解の促進

外国の文化や価値観を理解することにより、外国人に対する差別意識や偏見を取り除き、国籍や民族、文化、習慣の違いを問わず、誰もが思いやりをもって住みやすいまちづくりを推進します。

1. 文化的ちがいを認め合うための意識啓発

①異文化理解のための啓発・学習の推進

住民同士がお互いに異なる文化や生活習慣、価値観等を認め合いながら暮らしやすいまちをつくるため、出前講座等を通して異文化理解のための啓発・学習活動を推進します。

担当課：地域づくり支援課 みなと振興・国際交流課

②住民同士の交流を促進

住民同士の交流機会を創出し、相互理解と情報交流を促進します。

担当課：地域づくり支援課 みなと振興・国際交流課

2. 市民主体の国際交流団体の充実

①多文化共生社会を牽引する市民の養成

市民同士の共助による地域づくりを目指し、市民主体の国際交流団体の機能充実を図ることにより、多文化共生社会を牽引する市民を養成します。

担当課：みなと振興・国際交流課 地域づくり支援課

第2項 定住外国人への生活支援

定住外国人が、居住、教育、就労、保健・医療・福祉、防災、地域コミュニティとの関わり等において支障を来さず、安全で安心な市民生活を送れるよう、生活支援に関する取組を推進します。

1. 生活の安定につながる基盤の整備・充実

①外国人住民向けの情報発信

外国人住民が生活する上で必要な情報を伝達する生活ガイドの配架や、インターネット等による情報発信を行います。

外国人住民が言葉の壁によって不便を来さないよう、ニーズに応じて生活に必要な行政情報等の多言語化による発信に努めます。

担当課：地域づくり支援課 みなと振興・国際交流課

②外国人住民のための生活相談の実施

外国人住民の自立を助け、安心して生活を送れるよう、生活に対する悩みや不安を多言語により相談できる場を設けます。

担当課：地域づくり支援課 みなと振興・国際交流課

2. 外国人住民の危機管理

①災害への備えと防災意識の啓発

災害時においても公平に行政支援が受けられるよう、平常時から防災に関する学習の機会を提供します。

担当課：地域づくり支援課 みなと振興・国際交流課 危機管理・防災課

第3項 コミュニケーションへの支援

情報の多言語化や、定住外国人児童・生徒に対する学習支援、外国人に対する日本語教室、相談員の育成等の取組により、地域の住民同士が円滑にコミュニケーションを図り、生き生きと暮らせるまちづくりを推進します。

1. コミュニケーション能力の向上を支援

①外国人住民の日本語学習支援

外国人住民が日常生活を円滑に送るために必要な日本語の学習を支援します。

担当課：地域づくり支援課 みなと振興・国際交流課

②外国人児童・生徒の日本語学習支援

外国人児童・生徒が日本人児童・生徒と同等の教育を受けるための日本語学習を支援します。

担当課：学校教育課 みなと振興・国際交流課

③日本語支援ボランティアの育成

外国人住民に対して“やさしい日本語”で日本語学習を支援できる、日本語支援ボランティアを育成します。

担当課：地域づくり支援課 みなと振興・国際交流課

2. 地域コミュニティへの参画

①外国人住民の地域活動等への参画促進

外国人住民による地域活動や社会貢献活動等への参画を促進し、地域への貢献による自己実現を支援します。

担当課：地域づくり支援課 みなと振興・国際交流課

第2章 安心のまちづくり

急速に進行する人口減少や少子高齢化、また局地化・複雑化する危機事象への対応など、今日的な社会課題に柔軟に対応しながら、いつまでも健康で生きがいを感じ、安心して豊かな生活を営むことができるまちづくり（舞鶴版スマートウェルネスシティの推進）に努めます。

また、市民一人ひとりが持てる力を生かして活躍できる環境はもとより、誰もが身近な地域で支え合いながら暮らせる環境づくりに努めます。

第1節 防災・減災対策の強化

いつまでも安心して暮らしていくためには、万が一のリスクを正しく理解し、その対策に備えておくことが必要です。

毎年のように襲来する大型台風や多発するゲリラ豪雨など、自然災害や身の回りに起こり得る危機事象への対応など、防災に対する市民の意識を高める取組を通じて、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

第1項 防災・減災機能の充実・強化

台風やゲリラ豪雨などによる災害の被害を最小限に抑えるために、社会基盤の効率的な整備を進めます。

1. 東西市街地の浸水対策の推進

①国・京都府と連携した内水対策の実施

近年、豪雨により浸水被害が多発する東西市街地において、国・京都府と連携を図りながら、ハード・ソフト事業を実施し浸水対策を推進します。

西市街地については、高野川流域の堀上橋下流部の完成と上流部の計画策定を目指します。東市街地については、工事に着手します。

担当課：浸水対策課 国・府事業推進課 土木課

2. 漁港海岸等における侵食・高潮対策の推進

①海岸保全施設の整備推進

近年頻発する台風や冬季波浪がもたらす高波や高潮による被害から、沿岸部に住む市民の生命と財産を守り、年間を通じて安心・安全な生活を確保するため、京都府と連携し、海岸保全施設等の整備を推進します。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 漁港海岸の侵食・高潮防護延長 (累計) | 168m | 182m | 190m | 196m | 200m |

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 神崎海岸の侵食・高潮防護延長 (累計) | 10m | 50m | 90m | 120m | 205m |

担当課：農林水産基盤整備課 国・府事業推進課

3. 治水対策の促進

①由良川水防災対策事業の促進

由良川沿川において、住民の生命を洪水から守るため宅地嵩上げや河床掘削など、水

防災対策の整備促進を図ります。

担当課：国・府事業推進課

②由良川輪中堤地区の内水対策事業の促進

由良川輪中堤地区における内水被害軽減対策の整備促進を図ります。

担当課：国・府事業推進課 危機管理・防災課

③安全な河川の整備促進

京都府管理河川について、治水上の安全と通水能力を確保するため、護岸整備や河道拡幅等の河川改修を促進します。（高野川、伊佐津川、志楽川、河辺川など）

担当課：国・府事業推進課

④砂防・急傾斜事業等の促進

土石流や崖崩れなどの土砂災害から住民の生命・財産を守るため砂防・急傾斜事業を促進します。

- ・砂防事業 …天台地区、白滝地区、瀬崎地区、河辺由里地区、余部上地区
- ・急傾斜事業…志高地区、上安久地区、行永地区

担当課：国・府事業推進課

4. 道路の防災機能の向上

①道路防災対策の推進

災害時の土砂崩れにより、孤立する集落につながる市道を中心に、法面保護などの防災対策を推進します。（別所岸谷線、白滝線、松尾杉山登尾線、溝尻多門院線）

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|-------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 対策箇所数 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 |

担当課：土木課

②橋りょうの維持補修による安全性の向上

市管理橋りょうの適正な点検により、予防保全的な維持管理を行い、架け替えや大規模な補修を未然に防止し、長寿命化を図るとともに安全性を確保します。

また、老朽化した橋りょうの必要性を検討し、橋りょうの集約化を推進します。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 橋りょう点検数 | 197橋 | 110橋 | 123橋 | 169橋 | 201橋 |

担当課：土木課

5. 住宅・住環境の安全性の向上

①舞鶴市空家等対策計画に基づく空家の適正管理の推進

舞鶴市空家等対策計画に基づき、行政措置や除却の支援などにより適正な空家管理に努めます。

担当課：都市計画課

②木造住宅耐震化の促進

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断士派遣事業・耐震改修費等助成事業を継続的に実施します。

担当課：都市計画課

第2項 持続可能なライフラインの構築

快適な市民生活と企業の経済活動を支えるため、ライフラインとしての水循環機能を安定的に維持するとともに、災害に強い上下水道を構築します。

1. 安心で安全な水道水の安定供給

①管路の更新

老朽化した主要な水道管を更新し、管路の耐震化を推進します。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 管路の耐震化率 (累計) | 21.6% | 22.5% | 23.8% | 25.0% | 26.1% |

担当課：水道整備課

②由良川塩水遡上対策の促進

安定的な取水を確保するため、防潮幕設置の強化をするとともに、取水口の上流移転を見据えた調査・設計及び関係機関との協議を進めます。

担当課：水道整備課

2. 水環境を保全する安定した下水処理

①下水処理施設の改築

ストックマネジメント計画^(※)に基づき、老朽化した東・西浄化センターの主要施設の改築更新を推進します。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 施設改築率 (累計) | — | 15.0% | 23.0% | 40.0% | 67.0% |

※ストックマネジメント計画…公共下水道の全施設を対象に、新規整備・維持管理・改築修繕を一体的に捉えて事業運営する計画のこと。

担当課：下水道整備課

②管路の改築

ストックマネジメント計画に基づき、老朽化した公共下水道の主要管路の改築更新を推進します。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 管路改築延長 (累計) | 1.0km | 1.2km | 1.4km | 1.6km | 1.7km |

担当課：下水道整備課

第3項 多様な災害・危機事象に対応する防災体制づくり

多様な災害・危機事象から市民の生命と財産を守り、市民が安全、安心に暮らすことができる環境整備を図るため、防災関係機関等と連携し、ソフト・ハードの両面から、防災体制の充実・強化に努めます。

1. 情報共有体制の充実

①情報共有体制の充実

危機事象発生時の初動体制や迅速な救助活動を実施するため、国や京都府、気象台など防災関係機関と密接な連携を図り、消防団や自主防災組織、自治会と被災情報の共有に努めます。

担当課：危機管理・防災課

②防災情報の充実

各種ハザードマップ等を活用し、地域の危険箇所の把握や避難所、避難ルートの確認、災害時取るべき行動など、日頃からできる災害への備えと災害に対する心構えについて周知を図るとともに、適切なタイミングで「避難情報等」を発表し、命にかかわる大切な情報を伝達します。

担当課：危機管理・防災課

③伝達手段の充実強化

防災行政無線、広報車、メール配信サービス、ホームページ、テレビのデータ放送、コミュニティFM、SNSなど、様々な手段を活用して情報伝達の充実を図るとともに、公式防災アプリケーションの導入など、今後の通信技術の進展を見据え、総合的な情報伝達システムの構築に努めます。

担当課：危機管理・防災課

2. 多様な災害・危機事象への対応強化

①危機管理体制の充実強化

京都府地域防災計画など上位計画と「舞鶴市地域防災計画」、「舞鶴市国民保護計画」は、常に整合を図るとともに、「業務継続計画（BCP）[※]」、「災害受援計画[※]」を策定するなど、危機管理体制の充実強化に努めます。併せて、防災パトロールの強化、避難所の充実、備蓄物資や資機材の整備、ドローン、ICT（情報通信技術）を活用した迅速な状況把握に努めるなど、災害発生時の対応強化を図ります。

※業務継続計画（BCP）…災害時に、優先的に実施すべき業務を特定し、業務の執行体制や対応手順、業務継続に必要な資源の確保等を定める計画のこと。

※災害受援計画…防災関係機関や他自治体、ボランティアなどの外部団体の受入体制や支援内容を事前に定めておく計画のこと。

担当課：危機管理・防災課

②感染症への適切な対応

感染症に適切に対応するための体制整備と市民への情報提供や啓発等、関係機関と連携した的確な取組を推進し、感染予防と拡大防止に努めます。

担当課：健康づくり課 危機管理・防災課

③防災関係機関との連携強化

国や京都府、気象台、自衛隊、海上保安庁、警察、消防など防災関係機関との連携を強化するとともに、他自治体や関係団体との災害応援体制や物資供給援助に関する連携協定を締結するなど災害応援体制の充実を図ります。

担当課：危機管理・防災課

④実効性ある各種防災訓練の実施

地震、津波、風水害、原発事故、武力攻撃、テロ等、各種事態に応じた訓練を実施するとともに、自主防災組織や自治会による訓練、市が行う訓練、国や京都府が行う訓練など、そのすべてにおいて住民参加を基本とし、実効性ある防災訓練を計画的に実施します。

担当課：危機管理・防災課

⑤活動拠点としての本庁舎機能の維持・充実

防災・災害対応の拠点となる庁舎は、空調等の設備を中心に老朽化が進んでいるため、大規模災害発生時においても、業務の高い継続性を可能とする庁舎とするための方向性の検討を行います。

担当課：資産マネジメント推進課

3. 原子力防災への対応強化

①原子力防災への対応強化

高浜発電所と大飯発電所からUPZ（30km圏）の範囲に全市域が含まれ、府県を越えてPAZ（5km圏）を有する特別な地域であり、万一の際の住民避難については、国、京都府、事業者と協議を重ね、実効性ある住民避難計画を策定し、原子力防災への対応強化を図ります。

担当課：危機管理・防災課

②原子力防災への取組

電力事業者に対し、安全性を全てに優先させること、慎重の上に慎重を期して絶対に事故が起こることのない運転を強く求めます。

また、国に対しては、再稼働に際して同意を求める自治体の範囲や関与のあり方、具体的な手続き等を定めた法律の整備を要望します。

PAZを有する本市には、立地自治体と同じ対応が求められており、国の責任において、立地自治体と同じ対策を講じていただく必要があります。避難路の整備、情報伝達の強化は最優先課題であり、ハード、ソフトの両面からの支援を国、京都府、事業者に対し、強く求めます。

担当課：危機管理・防災課

第4項 災害に強い消防体制づくり

近年の社会環境の変化により、災害や事故が複雑・大規模化しており、住民ニーズの多様化、急速な高齢化社会や人口減少など消防を取り巻く環境も大きく変化しています。様々な災害に迅速・的確に対応できる消防力を整備し、市民の安心・安全な暮らしを支える消防体制を確立します。

1. 火災予防の推進

①防火対策の推進

住宅火災の早期発見や火災による被害を軽減するために有効な住宅用火災警報器、消火器、防災製品等の設置促進及び点検や交換の啓発を図るとともに、各種広報媒体の利用や少年消防クラブの活動、訓練や各種イベント等を通じ、防火意識の向上に取り組みます。

担当課：消防本部予防課

②予防体制の充実強化

不特定多数の者が出入りする建物等での火災による被害の軽減を図るため、定期的な防火査察を行い、法令違反のある対象物の公表や違反是正等を強化するとともに危険物事故の防止に取り組みます。

担当課：消防本部予防課

2. 消防体制の充実

①消防体制の構築

あらゆる災害に対応するため、令和7年度に計画している消防庁舎再編に伴い組織を見直すとともに、令和6年度運用開始の指令の共同化による業務の効率化など、限りある人的資源を最大限に活用し、持続可能な消防体制を確立します。

担当課：消防本部消防総務課 消防本部警防課

②消防施設の整備

災害時における機能強化を目的として、令和7年度に西消防署を整備移転するとともに、多様化する災害に備えた車両・資機材を効率的に運用します。

担当課：消防本部警防課

3. 救急救助体制の充実

①救急業務高度化及び救助体制の整備

「#7119^(※)」の利用を推進し救急車の適正利用を図るとともに、医療機関をはじめとする関係機関との連携構築、救急救命士や指導救命士の養成により、救急業務の高度化を推進します。

また、複雑多様化、大規模化する救助事案に対応するため、新たな技術の研究や導入により救助体制の充実強化を推進します。

※#7119…急なケガや病気をしたとき、救急車を呼んだ方がいいか、今すぐに病院に行った方がいいかなど、判断に迷うとき専門家からアドバイスを受けることができる電話相談窓口である救急安心センター事業のこと。

担当課：消防本部救急救助課

②応急手当の普及啓発活動の推進

バイスタンダー^(※)、救急隊、医療機関へと繋がる「救命の連鎖」を構築するため、受講者のニーズに合わせた救急講習を開催し、救命率の向上を目指します。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 救急講習受講人数 | 5,000人 | 5,000人 | 5,000人 | 5,000人 | 5,000人 |

※バイスタンダー…救急現場に居合わせた人

担当課：消防本部救急救助課

第5項 地域防災力の強化・向上

災害時において、行政が実施する公的な支援「公助」に加え、自分や家族を災害から守る「自助」、近隣や地域の人々が協力して災害に備える「共助」が連携した取組を行うことで、地域防災力を高め、災害に強い「安全で安心なまちづくり」を進めます。

1. 災害時における避難支援体制の構築

①個別支援計画策定の推進

災害時において要配慮者の避難支援が適切に実施されるよう、避難行動要支援者の個別支援計画の策定を進めるとともに、より実効性の高い支援計画とするため、継続的な更新に努めます。また、平常時から避難支援等関係者で共有し、協力体制づくりに努めます。

担当課：福祉企画課 危機管理・防災課

2. 消防団活動の充実強化

①消防団体制の構築

組織や人員をはじめ消防車両など消防団の体制の効率的な再編を行い、大規模災害をはじめ、あらゆる災害に対応できる持続可能な消防団体制を確立します。

担当課：消防本部消防総務課

②消防団装備の充実

消防団の施設・車両・装備について、機動力化や省力化を念頭に効率的に配置するとともに、適切な維持管理に努めます。

担当課：消防本部消防総務課 消防本部警防課

③消防団員の確保

待遇や個人装備の充実など消防団が活動しやすい環境づくりを推進するとともに、女性や学生も活躍できる環境づくりを実施し、消防団員の確保に努めます。

担当課：消防本部消防総務課

3. 自助・共助・公助による市民防災力の向上

①自主防災組織等の育成・支援

自主防災組織の活動は、市民の防災意識と地域防災力の向上に大きな役割を果たすことから、出前講座の実施や地域自主防災リーダー研修の開催、消防団との連携等を通じ、自主防災組織の設立と育成を積極的に支援します。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 自主防災組織率 (世帯単位) (累計) | 71.5% | 75.0% | 80.0% | 85.0% | 90.0% |

担当課：危機管理・防災課 消防本部消防総務課 消防本部予防課

②地域防災力の向上

自主防災組織等による「防災マップ^(※)」、「タイムライン^(※)」、「地区防災計画^(※)」づくりの支援に努めるなど、地域防災力の向上に努めます。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|-----------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 地区防災計画の策定件数(累計) | 1件 | 15件 | 20件 | 25件 | 30件 |

※防災マップ…住民が話し合い、まち歩きして、地域の危険箇所や避難所までの避難ルート等を書き込んだマップのこと。

※タイムライン…災害時に「いつ」「誰が」「何をするのか」をあらかじめ時系列で決めておく防災行動計画のこと。

※地区防災計画…住民による自主的な防災活動計画のこと。必要があると認める地区防災計画は、市の地域防災計画に定めます。

担当課：危機管理・防災課 消防本部警防課

第2節 地域医療の確保

医療機能の「選択と集中・分担と連携」のもと、地域医療が総合的に機能する体制の維持・充実を推進するとともに、京都府北部の公的病院とも連携し、市民が将来にわたり安心して暮らすことができる地域医療の確保を図ります。

第1項 医療機能の「選択と集中・分担と連携」

医療機能の「選択と集中・分担と連携」をコンセプトに、各公的病院の特徴ある機能をさらに強化し、連携を深化させることにより地域医療の充実を図ります。

また、魅力ある医療環境を実現することにより、医師の確保につなげていきます。

さらに、高度専門医療を含めた地域の医療が、京都府北部で総合的に機能する体制づくりを推進します。

1. 市内公的4病院の連携の深化と病院・診療所間の連携の強化

①市内公的4病院の連携の深化による、市全体で総合的に地域医療が機能する体制の維持・強化と病院・診療所間の連携強化

診療機能のさらなる充実と集約化を進め、市内公的4病院の連携を深化させることにより、質の高い医療を提供します。また、麻酔科医の確保・派遣など病院間連携による診療体制の充実を図ることで地域医療を確保するとともに、高度な医療機器の整備を進めることで、医師にとって魅力ある医療環境の実現を目指します。

さらに、病院と診療所との連携強化に努め、超高齢社会^(※)において地域で必要な在宅医療の確保を図ります。

※超高齢社会…全人口に対する65歳以上の高齢者の割合が21%を超える社会のこと。

担当課：地域医療課

2. 京都府北部圏域の医療連携

①京都府北部圏域の医療連携の推進

医師不足や人口減少・少子高齢化といった共通の課題を有する京都府北部地域においては、今日の発達した交通網を活用し、圏域内で完結する高度先進医療を含めた医療体制を構築する必要があります。

「選択と集中、分担と連携」のもと、既存の医療資源を活用し、高度専門医療の拠点化や周産期医療をはじめとする専門性（特色）のある診療科を強化することにより、北部圏域を若手医師の集まる魅力ある医療環境の場とすることで、必要な医師の確保を図るとともに、限りある医療資源の有効活用を図ることで、北部圏域内で完結する医療体制の構築を目指します。

担当課：地域医療課

第2項 将来にわたり安心して医療が受けられる体制づくり

超高齢社会において、地域に必要な救急医療、慢性期医療^(※)、へき地医療について、各医療機関が連携を図り、生涯を通し安心して医療を受けられる体制を維持するとともに、一層の充実を図ります。

※慢性期医療…急性期の時期を過ぎ、病状も安定しているが完治しておらず、病院での治療が必要な状態の患者を対象とした医療のこと。

1. 救急医療体制の確保・強化

①持続可能な救急医療体制の構築と休日急病診療所の運営

公的3病院による救急輪番体制を維持し、持続可能な救急医療体制とするため、コンビニ受診^(※)の抑制など市民啓発に取り組むとともに、平日夜間の救急医療体制など、より一層の救急医療体制の充実を図ります。

また、休日急病診療所では一次救急医療^(※)を担い、救急輪番病院との連携強化を図ります。

※コンビニ受診…緊急性のない軽症患者が救急外来を自己の都合により受診すること。

※一次救急医療…入院治療の必要がなく、帰宅可能な軽症患者に対して行う救急医療のこと。

担当課：地域医療課

2. 慢性期医療の確保

①地域における慢性期医療の確保

市民病院は医療療養型病院として急性期医療を担う市内公的3病院等と連携し、地域における慢性期の医療ニーズに対応します。

担当課：地域医療課 市民病院総務課

3. へき地医療の確保

①へき地における医療

地域包括ケアシステムの充実に向け、加佐診療所をはじめかかりつけ医等の関係機関と連携しながら、住民が可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう在宅医療の充実を支援します。

担当課：地域医療課 市民病院総務課

第3節 みんなでつくる健康なまち

人口減少と少子高齢化が進む中、本市の高齢者人口は減少傾向にあり、全体に占める高齢化率は少しずつ上昇しています。安心して豊かな生涯を送ることができるよう市民一人ひとりが主体となり、地域社会全体で健康で豊かに暮らせるまちをつくることで、健康寿命の延伸を目指します。

第1項 全ての市民が健康に暮らすためのまちづくりの推進

健康づくりに関心のある方だけでなく、誰もが身近な人と楽しみながら取り組む健康づくりの推進や、社会全体で市民の健康づくりを支援する環境整備、活動的な生活を促す都市環境の整備により全ての市民が健康に暮らすためのまちづくりを推進します。

1. 社会全体で市民の健康づくりを支援する環境整備

①事業所等の「健康経営」に係る取組への支援

個人の健康は、地域コミュニティ、職場など社会環境の影響を受けることから、地域社会全体が、個人の健康を支え、守る環境づくりに努めていくことが重要です。

ウォーキング事業等を通じて民間事業所や全国健康保険協会等と連携を図り、事業所が主体となる「健康経営^(※)」を支援することで働き盛り世代の健康づくりを促進します。

※健康経営…従業員の健康の維持・増進が企業の生産性や収益性の向上につながるという観点から従業員の健康をサポートする経営の取り組み方のこと。「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

担当課：健康づくり課

②市民の健康づくりを支援する団体、企業等との連携

「まいづる健やかプロジェクト^(※)」に参画する企業や団体、地域コミュニティ等の積極的な取組と連携を図るとともに、地域で健康づくりを支援する人材を育成するなど、地域社会全体で市民の健康づくりを支援する環境整備を推進します。

※まいづる健やかプロジェクト…舞鶴市と民間企業・団体等が協働し、市民の健康課題を共有するとともに同じ方向性をもって健康づくりに取り組むことを目的として令和2年に発足したプロジェクト

担当課：健康づくり課 高齢者支援課

2. 知らず知らず健康になるまちづくりの推進

①活動的な生活を促す都市環境の整備

道路や公共交通など都市の構造が、日常の歩行量に影響を与えることから、活動的な生活を促す都市環境を整備し、自然と歩くことができるまちづくりを推進します。

担当課：土木課 都市計画課 企画政策課 健康づくり課

②旧市民病院跡地整備事業の推進

多世代交流施設「まなびあむ」を「市民の健康増進と多様な交流・賑わいの拠点」として整備することで、いつまでも健康で生きがいを感じ、安心して豊かな生活を営むことができる「舞鶴版スマートウェルネスシティ」の実現につなげるとともに、世代間・地域間の交流の活性化を目指します。

③健康的な食生活を促す環境整備

外食や調理済み食品を利用する頻度が増加していることを踏まえ、食品サービスを提供する企業等と連携し、市民が栄養バランスや栄養成分表示等を意識して食品選択できる仕組みづくりを推進します。

担当課：健康づくり課

④全ての市民に健康情報を届ける仕組みづくり

健康に関心が低い市民をはじめ、より多くの市民に健康情報を届けるため、「まいづる健やかプロジェクト」を中心に、知らず知らず身近な人から健康情報が入ってくる仕組みづくりに取り組みます。

担当課：健康づくり課

第2項 生活習慣病の予防、介護予防等による健康寿命の延伸に向けた取組の推進

各種健（検）診の受診率の向上や生活習慣病の発症予防、重症化予防を図るとともに、ウォーキングなど運動習慣の定着、食生活の改善、歯・口腔ケアなどの健康づくりの取組を推進し、高齢になっても生きがいをもって生活できるよう介護予防を推進します。

1. 働きざかり世代からの運動、食生活及び歯・口腔の健康に関する生活習慣改善の推進

①運動習慣定着に向けた市民の取組への支援

生活習慣病予防、介護予防等に向けた運動の意義、取組手法、取り組める場所等について、広く市民に啓発し、周知するとともに、職場・地域等で市民が実施する「運動」に係る取組を支援します。

また、市民が、身近な人と楽しみながら運動習慣を定着させることができるウォーキングイベント等を実施します。

担当課：健康づくり課

②健康に良い食生活の普及・啓発

生活習慣病予防、介護予防等に向けた健康的な食生活の意義、適正な塩分量、栄養バランス等の知識、調理方法等について、広く市民に啓発し、周知します。

また、市内の企業や関係団体等と連携し、減塩食やフレイル^(※)を予防する食事など健康的な食生活の普及に努めます。

※フレイル…心身の活力（運動機能や認知機能、社会参加など）が低下した状態のこと

担当課：健康づくり課

③歯・口腔の健康づくりの推進

生活習慣病予防、介護予防等に向けた歯周病やオーラルフレイル等の予防、口腔ケアの知識等について、関係団体等と連携し広く市民に啓発し、周知します。

また、歯周疾患検診、後期高齢者歯科健康診査を実施し、受診率の向上を図るとともに、定期的に歯科受診し口腔機能の健康維持を促進します。

担当課：健康づくり課 保険医療課

2. 健(検)診受診率向上と生活習慣病の発症予防、重症化予防の徹底

①がん検診受診率の向上

がんの重大性、がん検診の有効性、がん検診の受診方法等について、広く市民に啓発し、周知するとともに、関係団体と連携し、がん検診を実施し、受診率の向上を図ります。

また、胃がん検診において胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のいずれかで受診できる体制を整備するなど、医療機関等との連携により、受診しやすい環境づくりに努めます。

| 数値項目 | | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|----------------------------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 舞鶴市が実施する がん検診事業の 受診率 | 胃がん検診 | 8.1% | 9.0% | 9.8% | 10.7% | 11.5% |
| | 肺がん検診 | 13.8% | 14.4% | 15.0% | 15.5% | 16.0% |
| | 大腸がん検診 | 24.1% | 24.7% | 25.3% | 26.0% | 26.5% |
| | 乳がん検診 | 31.8% | 33.0% | 34.4% | 35.7% | 37.0% |
| | 子宮頸がん検診 | 28.5% | 29.0% | 29.8% | 30.4% | 31.0% |

担当課：健康づくり課

②健康診査受診率の向上

定期的に健康診査を受診することの意義、健康診査の受診方法等について、広く市民に啓発し、周知します。

また、関係団体と連携し、舞鶴市国民健康保険加入者の特定健康診査、後期高齢者医療保険加入者の健康診査等の受診率の向上を図ります。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|----------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 舞鶴市国民健康保険加入者の 特定健康診査受診率 | 42.6% | 45.0% | 47.3% | 49.7% | 52.0% |

担当課：健康づくり課 保険医療課

③特定保健指導実施率の向上

舞鶴市国民健康保険加入者への特定保健指導実施率の向上を図ります。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|----------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 舞鶴市国民健康保険加入者の 特定保健指導実施率 | 37.4% | 39.8% | 42.2% | 44.6% | 47.0% |

担当課：健康づくり課 保険医療課

④糖尿病性腎症重症化予防の取組の推進

糖尿病の重症化による人工透析者数の増加を抑止するため、舞鶴市国民健康保険加入者のうち、糖尿病性腎症が重症化する恐れがある人に対し、かかりつけ医等と連携し、重症化予防の取組を実施します。

担当課：健康づくり課 保険医療課

3 身近な地域で取り組む介護予防の推進

①地域づくりによる介護予防

運動機能の向上に加え、「見守り」や「助け合い」など、地域のつながりの強化を目指した住民運営による運動や交流の場を充実します。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 「サロンdeすつれっち」新規実施団体 | 2団体 | 2団体 | 2団体 | 2団体 | 2団体 |

担当課：高齢者支援課

②高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

健康診査結果や医療費、介護認定等のデータを総合的に分析し抽出した健康課題に基づき、高齢者に対する生活習慣病・フレイル予防等の健康教育や健康状態未把握者への訪問指導等を実施し、保健・医療・介護の連携を図りながら、健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指します。

担当課：健康づくり課 高齢者支援課

第4節 安心して暮らせる支え合いのまち

住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らせることは誰もが願うことです。高齢者や障害者など当事者の意見をよく聞きながら、社会福祉協議会をはじめ多機関・団体等との強固な連携の下、社会との関わりを持ち続けられる場づくりやサポート体制の充実を図り、安心して自立した生活ができる環境づくりに努めます。

第1項 新たな時代に対応した福祉サービスの提供

社会経済状況の変化に伴い、多様化・複雑化するニーズに包括的に対応するとともに、将来に向かい持続可能な福祉サービスの充実を図ります。

1 総合的なサービス提供体制の構築

①保健・医療・福祉サービスの連携

保健・医療・福祉のサービスを一体的・効果的に提供できるよう、既存の取組みを生かしつつ、包括的な支援体制の構築に向け関係機関・団体との連携を強化し、重層的支援体制の構築を目指します。

担当課：福祉企画課 生活支援相談課 高齢者支援課 福祉援護課

障害福祉・国民年金課 健康づくり課 地域医療課 子ども支援課

②福祉人材の確保・育成

高齢化・人口減少が進行する中、多様な生活課題を抱える高齢者や障害者が安心して生活するための取組を進めていくため、北部5市2町が一体となり、各福祉施設や舞鶴YMCA国際福祉専門学校と連携し、より専門性が高い人材を確保・育成します。また、外国人の留学生や福祉人材の受入れを積極的に推進します。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|-----------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 舞鶴YMCA国際福祉専門学校 (介護福祉学科) 入学者の定員充足率 | 36.3% | 57.5% | 60.0% | 62.5% | 62.5% |

担当課：福祉企画課 高齢者支援課 障害福祉・国民年金課

③福祉人材の定着支援

福祉に関わる人材が、誇りと働きがいを感じ、長く働き続けることができるよう、各福祉施設でのDX（デジタルトランスフォーメーション）の視点を取り入れた、データやデジタル技術を活用した介護業務の負担軽減や、対象者の生活の質の向上に繋がるICT（情報通信技術）の導入・活用などの取組みへの支援を行い、働きやすい環境づくりを促進します。

担当課：福祉企画課 高齢者支援課 障害福祉・国民年金課

2 セーフティネットの充実

①生活困窮者等への支援の充実

様々な課題を抱える市民の相談に早期に対応するため、生活困窮者等が気軽に相談できるようSNSを活用した相談を始める等、相談しやすい環境づくりに努めます。また、他の相談機関等との連携を強化し、包括的に相談を受け、アウトリーチ[※]を行うことができる重層的な支援体制の整備を進めます。

※アウトリーチ…積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。

担当課：生活支援相談課 福祉援護課

②ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭に対する経済的な支援施策等の的確な情報提供や、関係機関との連携により、寄り添い型の支援に取り組みます。

担当課：生活支援相談課 子ども支援課

③ひきこもり支援の推進

相談機関等との連携を強化し、包括的に相談を受けられる体制づくりを推進するとともに、支援の必要な世帯への定期的な巡回相談を行い、ひきこもり本人へのアプローチの実現を目指します。さらに、居場所の提供や長期未就労者等に対する支援を行います。

担当課：生活支援相談課

④自殺予防対策について

「生きることの包括的支援」として効果的かつ総合的に推進するために、自殺予防に対する市民の理解を促進し、ゲートキーパー[※]養成講座などを行うとともに、庁内関係課、関連機関、団体などと連携を図りながら自殺予防対策に努めます。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|-----------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ゲートキーパー養成講座受講者数 | 30人 | 30人 | 30人 | 30人 | 30人 |

※ゲートキーパー…自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応（悩んでいる人に気付き、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を取ることができる人のこと。「命の門番」と呼ばれる。

担当課：生活支援相談課

⑤再犯防止の推進

犯罪等をした人の中には、更生に向けた意欲を持ちながらも、社会で孤立し、必要な支援が受けられない、安定した住居や収入を得ることが難しいなど、様々な困難を抱えて社会復帰を目指す場合があります。犯罪等をした人が、保健医療や福祉などのサービスを必要に応じて適切に受けられる体制づくりを推進し、地域社会において孤立感を持つことなく、社会復帰を果たしていくための支援を行います。

担当課：福祉企画課

⑥DV被害者等への支援の推進

配偶者・恋人などからの暴力であるドメスティック・バイオレンス(DV)やストーカ一被害、夫婦・家庭内のトラブルなどの女性相談に対応するため、「舞鶴市配偶者暴力相談支援センター」や「女性のための相談室」によるDV被害者等の迅速かつ安全な保護の取り組みや自立に向けた支援を行います。

担当課：生活支援相談課

第2項 高齢者や障害のある人が安心して生活することができる環境づくり

高齢者や障害者が安心して、自立した生活を営むとともに、生きがいを持って暮らすことができる環境づくりに取り組みます。

1. 高齢者の自立と生活支援サービスの充実

①地域包括ケアシステムの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立生活を営むとともに、生きがいを持って暮らすことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援の一体的な推進を図ります。

担当課：高齢者支援課

②地域福祉拠点の整備

高齢になっても生き生きとした生活が送れるよう、地域の交流、地域の支え合いの拠点として、多世代交流・多機能型福祉拠点を整備し、「いつでも集える場」「相談の窓口」「見守り」「通所サービス」「訪問サービス」等を柔軟かつ一体的に提供します。

担当課：高齢者支援課 障害福祉・国民年金課 福祉企画課

2. 高齢者と家族を支えるサービスの充実

①認知症高齢者支援体制の充実

介護家族の支援をはじめ、市民への認知症に対する理解を深めるための啓発事業の推進や医療、介護、福祉の連携により、早期発見・早期対応を図り、初期の段階から切れ目のない支援体制の充実を目指します。

担当課：高齢者支援課

②認知症高齢者の生活を支える施策の推進

認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人やその家族が気軽に集え、それまでと同様に楽しい活動(仕事や趣味等)が行える場づくりに努めます。

担当課：高齢者支援課

③介護サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ニーズに応じた介護サービスが提供できる体制づくりに向けて、地域密着型サービスを中心とした必要量の確保に努めるとともに、保険給付の適正化を推進することにより、介護サービスの質の向上を目指します。

担当課：高齢者支援課

④より適正な要介護認定の推進

介護サービス利用が増加し、介護給付費の増加が見込まれる中、介護保険制度への信頼を高め、持続可能なものとするため、介護を必要とされる高齢者に対して公平・公正かつ適切な認定を行います。

担当課：高齢者支援課

3 障害のある人の自立と生活支援サービスの充実

①質の高い地域生活の実現

障害の種別に関わらず、障害者本人が希望する地域で必要とするサービスを利用しながら、安心して暮らせるよう、相談支援体制や障害福祉サービスの充実を図ります。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 計画相談支援利用者数 | 164人 | 181人 | 187人 | 187人 | 187人 |
| 地域移行支援・地域定着者数 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |

担当課：障害福祉・国民年金課

②障害のある人の雇用・就労に向けた支援の充実

障害者が地域で自立した生活を送るため、働く機会の創出を図るとともに、安心して働き続けられるよう支援を提供することにより、障害者が当たり前で働ける社会の実現を目指します。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|-------------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 福祉施設から一般就労する人数 | 6人 | 6人 | 6人 | 6人 | 6人 |
| 市内障害者雇用 事業所数 ^(※) (累計) | 117事業所 | 120事業所 | 123事業所 | 126事業所 | 130事業所 |
| 市内障害者雇用 雇用者数 ^(※) (累計) | 317人 | 325人 | 335人 | 345人 | 355人 |

※市内障害者雇用 事業所数及び雇用者数…舞鶴市障害者しごとサポートセンター調による。

担当課：障害福祉・国民年金課 産業創造・雇用促進課 人事課

③合理的配慮・コミュニケーション支援の充実

障害者権利条約^(※)による合理的配慮^(※)及び障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法^(※)並びに舞鶴市言語としての手話の普及及び障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例^(※)に基づき、障害のある人が円滑に情報の取得、利用、意思疎通が図れるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段^(※)が利用できる環境の整備、啓発、学習の機会の提供、情報の発信に努めます。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 手話奉仕員養成講座入門過程修了生 | 20人 | 20人 | 20人 | 20人 | 20人 |
| 手話奉仕員養成講座基礎過程修了生 | 10人 | 10人 | 10人 | 10人 | 10人 |

※障害者権利条約…2006年に国連において採択された国際条約で、障害者の人権を確保し、障害者の権利の実現のための措置等を定めているもの。

※合理的配慮…障害のある人が困っているとき、その人の障害にあった必要な工夫や方法を検討し対応すること。

※障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法…障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者による情報の取得、利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的に令和4年5月25日に交付・施行された）

※舞鶴市言語としての手話の普及及び障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例…手話を言語として認め、障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図ることで、市民が人格と個性を尊重し合い、安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的に平成30年6月29日に交付・施行された。

※障害の特性に応じたコミュニケーション手段…手話、要約筆記、点字、音訳、代読、触手話、平易な表現その他の障害者が日常生活及び社会生活において必要とする意思疎通の手段のこと。

担当課：障害福祉・国民年金課 人事課

④権利擁護支援

高齢者や障害者の主体性が尊重される地域社会の実現に向け、成年後見支援センターをはじめ、市内の関係機関と連携を図りながら、判断能力が不十分な方の権利擁護の推進、啓発の取組を進めます。

担当課：福祉企画課 高齢者支援課 障害福祉・国民年金課

⑤障害のある子どもとその家族を支える福祉サービスの充実

障害のある子どもとその家族を支えるとともに、子どもの成長と発達に寄り添った支援を進めるため、居宅介護、短期入所、児童通所支援などの充実に努めます。

担当課：子ども支援課

⑥医療的ケア児支援の充実

医療的ケア児とその家族が地域の中で安心して生活できるよう、心身の状況に応じて適切な支援を行うとともに、家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るため、保育所等での受け入れ体制や医療的ケア児に関わる関係機関の連携を強化し、医療的ケア児支援体制の充実に努めます。

※「医療的ケア児」…医療技術の進歩に伴い、日常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引などの医療行為を受けることが必要な児童。令和3年9月に「医療的ケア児およびその家族に対する支援に関する法律」が施行され、国や地方公共団体等が支援に係る施策を実施する責務について明文化された。

担当課：子ども支援課 幼稚園・保育所課

4. 能力や適性に応じた就労機会の創出と就労支援の推進

①農福連携事業の推進

地域共生社会の実現に向け、障害者や生活困窮者をはじめ、地域の人々が地域産業の担い手として活躍できる仕組みとしての農福連携^(※)事業を推進します。

※農福連携・働き手が不足している農業分野と、障害者や生活困窮者等の働く場を求めている福祉分野との連携を深めることにより、双方の課題の一体的な解決を図る取組のこと。

担当課：福祉企画課 福祉援護課 障害福祉・国民年金課

高齢者支援課 生活支援相談課 農林水産振興課

5. 虐待の防止

①高齢者・障害者の虐待防止施策の充実

高齢者や障害者に対する虐待を防止するために、早期発見など迅速で適切な対応を行うとともに、発生防止や通報義務について啓発活動を行います。

民生児童委員や医療機関、福祉サービス事業所、警察、弁護士等の関係機関との連携の強化に努めます。

担当課：高齢者支援課 障害福祉・国民年金課

6. 医療費負担の軽減

①医療費助成制度の実施

障害者、子ども、ひとり親家庭などに対する医療費の助成を効果的に実施します。

担当課：保険医療課

第3項 安全で安心な地域社会の実現

安全で安心な地域社会の実現のため、舞鶴警察署と締結した「国際港湾・交流都市舞鶴“住んでよし働いてよし訪れてよし”の安全・安心まちづくり協定」に基づき、市民・事業者・関係機関及び団体等と連携・協力し、犯罪、事故等の未然防止対策や市民生活における多様な不安解消のための取組を推進します。

1. 犯罪や事故、トラブルのないまちづくりの推進

①防犯活動の推進・支援

防犯活動に取り組む市民団体との連携により啓発活動を推進するとともに、これらの市民団体の活動を支援します。

担当課：地域づくり支援課

②交通安全活動の推進・支援

交通安全活動に取り組む市民団体との連携により啓発活動を推進するとともに、これらの市民団体の活動を支援します。

担当課：地域づくり支援課

③市民相談の充実

相続、多重債務、個人間・家庭内の問題など、市民の悩み事を解消するため、窓口や電話による相談をはじめ、弁護士等各種専門家による相談の充実を図ります。

担当課：生活支援相談課

④消費生活センターの充実

商品やサービスの契約トラブルなどの相談に対し、解決に向けた助言等を行うとともに、悪質商法などの消費者被害に遭わないための知識や情報を提供するため出前講座等の啓発活動を実施し、デジタル社会における消費者保護及び消費者被害の防止の強化に努めます。

担当課：生活支援相談課

第3章 活力あるまちづくり

本市では、日本海側の拠点である「京都舞鶴港」を有しており、港の機能強化が進み、高速道路ネットワーク網が整備される中、関西経済圏と北東アジア地域の中心に位置する本市が果たす役割は、ますます拡大しています。

本市最大の地域資源である「海・港」を生かした産業の振興、とりわけ他の2つのまちづくり戦略とも深く関連する「赤れんが周辺等まちづくり事業」の推進をはじめ、国内外とのさらなる人流・物流の拡大を図ることはもとより、地域で長年にわたり培われてきた商工業の基盤を一層揺るぎないものにするとともに、全国に誇れる農林水産業や観光関連サービスなどの産業の高付加価値化、さらなるブランド力の向上を目指し、地域経済の安定、活性化を図る「活力あるまちづくり」を推し進め、若者が「舞鶴で好きな仕事を見つけ住み続けたい」、「一旦外に出ても戻ってきて舞鶴で働きたい」と思える環境を目指します。

第1節 海・港を活かした魅力あふれるまち

京都舞鶴港は、人流・物流の拡大を図る上で大きな役割を果たすとともに、世界経済の中心が欧米からアジアへ移行すると見込まれる中、よりグローバルな役割を果たすことが求められます。

日本海側の拠点である「京都舞鶴港」の機能強化を図り、取扱貨物量の増加、クルーズ客船寄港の定着、訪日外国人観光客（インバウンド）を含む交流人口の増加を地域経済のさらなる活性化に結び付けます。

第1項 関西経済圏の日本海側の玄関口・京都舞鶴港を活かした産業の振興

高速道路網の完成、京都舞鶴港の機能強化、アジア経済市場規模の拡大、訪日外国人観光客の増加等、京都舞鶴港が有する優位性と可能性を最大限に活かし、定期航路網の充実や国際フェリー航路の開設等によって周辺荷主企業や港湾関連産業の立地促進及び付加価値の増加に取り組むとともに、クルーズ客船やフェリーによる旅客の増大によって、観光関連産業等の振興を図ります。

1. 京都舞鶴港を拠点とした物流の拡大

①取扱貨物量の増加

京阪神企業のBCP[※]や太平洋側のリダンダンシー[※]としての役割を一層発揮できるよう、京都舞鶴港の地理的優位性を最大限に活かし、国際コンテナ、内貿・外貿フェリー・RORO貨物[※]、バルク貨物[※]等のあらゆる貨物需要を取り込みます。

| 数値項目 | 基準値 (2021) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 年間取扱貨物量 | 11,243千トン | 11,412千トン | 11,583千トン | 11,757千トン | 11,933千トン |

※BCP…企業が自然災害などの緊急事態に遭遇した場合に、中核となる事業の継続を可能とするために、普段行うべき活動や緊急時における手段などを取り決めておく計画のこと。

※リダンダンシー…自然災害等による障害発生時に、予め交通ネットワークやライフライン施設等を多重化、予備の手段が用意されているような性質のこと。

※RORO貨物…自動車、トレーラー、フォークリフトなど車両を運転したまま乗り降りできる船舶を利用して輸送する貨物。

※バルク貨物・梱包せずにはら積みで輸送される貨物。

担当課：みなと振興・国際交流課

②コンテナ取扱貨物量の増加

対岸諸国の情勢を視野に入れつつ、船会社や荷主企業の動向を踏まえ、北東アジアや東南アジアの貨物需要を取り込むための航路の充実に一層取り組むとともに、世界中の主要港と接続できる国際フィーダー航路^(※)を活用し、物流ゲートウェイ機能の強化を図ります。

| 数値項目 | 基準値 (2021) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| コンテナ年間取扱貨物量 | 10,746TEU | 11,928TEU | 14,433TEU | 17,464TEU | 20,000TEU |

※国際フィーダー航路・国際コンテナ戦略港湾 (阪神港・京浜港) と国内各港を結ぶ内航航路。

担当課：みなと振興・国際交流課

③ポートセールス活動の強化

京都府と連携し、京都舞鶴港振興会を中心に、京都舞鶴港の背後圏でのPR活動をはじめ、対岸諸国における物流調査、バックアップ港湾としての特長を活かすことができる新たな輸送ルートの開発、国内外各地での京都舞鶴港PRセミナーの実施など、様々な機会や手法を活用したポートセールス活動を強化します。

担当課：みなと振興・国際交流課

④物流拠点の構築

我が国のサプライチェーンの再構築と府北部地域の拠点機能を活かした経済発展に向け、対岸諸国と京阪神の結節点となる京都府北部における物流センター機能の整備及び物流ネットワーク形成に向けた取り組みを強化します。

担当課：みなと振興・国際交流課

2. 京都舞鶴港の優位性を活かした人流の拡大

①クルーズ客船やフェリーによる京都舞鶴港を利用した旅客数の拡大

コロナ禍により大きな影響を受けたクルーズやフェリーの旅客について、船旅の安全性をPRしつつ、海の京都エリアの更なる魅力の発掘と上質な寄港地観光プログラムの造成及び情報発信を行い、京都舞鶴港を利用した旅客数の拡大を図ります。

| 数値項目 | 基準値 (2021) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 京都舞鶴港の旅客利用者数 | 45,222人 | 63,311人 | 88,635人 | 132,953人 | 171,000人 |

担当課：みなと振興・国際交流課

②国際フェリー航路における旅客取扱の充実

京都舞鶴港と時間的優位性が発揮できる対岸諸国との国際フェリーについて、コロナ禍からのインバウンド再開による今後の需要拡大を見据え、日韓口国際フェリー航路の安定化と旅客取扱の開始・充実により、人流の増加を図ります。

担当課：みなと振興・国際交流課

3. さらなる飛躍のための港湾機能の充実

①取扱貨物量・旅客数の増加及びエネルギー拠点形成を見据えた港湾機能強化の促進

コンテナ・バルク貨物の取扱量の増加やクルーズ・フェリーによる旅客増加、今後のエネルギー拠点の形成を見据え、国や京都府による舞鶴国際ふ頭、前島ふ頭、第2ふ頭のさらなる機能強化に向けた整備を促進します。

担当課：みなと振興・国際交流課

②みなとオアシスエリアを活かした賑わいの創出

本市におけるみなとオアシス^(※)登録を契機として、東西の「みなと」と「まち」の特色を活かしながら、「みなと」と「まち」を繋ぐ一体的なイベントなどを開催することで、地域住民の交流や観光振興を通じた地域の活性化と賑わいの創出を図ります。

※みなとオアシス・・・「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取組が継続的に行われる施設を国土交通省港湾局長が登録するもの。

担当課：みなと振興・国際交流課

4. 京都舞鶴港におけるエネルギー基地の形成

①エネルギー施設・設備等の導入促進

天然の良港、関西経済圏の玄関口、既存発電施設の集積といった地理的要件や、太平洋側のリダンダンシーとしての役割を活かし、また、国が進める2050年のカーボンニュートラル「脱炭素社会」施策も踏まえ、新たな技術を有する企業と連携しながら、水素・燃料アンモニア等の輸入・貯蔵等を可能とする受入環境の整備や、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化、京都府北部地域等の港湾関連産業との連携を図るカーボンニュートラルポートの形成に官民一体となって取り組み、日本海側におけるエネルギー拠点の形成を促進します。

担当課：みなと振興・国際交流課

②舞鶴発電所との連携による地域産業の振興

高効率の火力発電所が立地し、電力の安定供給に欠かせないベースロード電源に携わる地域として、エネルギー供給体制にかかる市民理解を深めるとともに、未来に向けた発電所の様々な取り組みにおいて地域産業との連携を促進します。

担当課：産業創造・雇用促進課

5. 世界に開かれた港湾都市としての利点を活かした国際交流の推進

①姉妹・友好都市等との交流の推進

姉妹・友好都市であるナホトカ市、大連市、ポーツマス市並びに、友好関係にある浦項市との間でこれまでに培われてきた信頼関係を活かし、戦略的な国際交流を推進します。

担当課：みなと振興・国際交流課

②ウズベキスタン共和国との交流の推進

フェルガナ州リシタン地方との「農業」「介護福祉」「産業技術」分野の人材育成交流を東京五輪後のオリンピックレガシーとして推進するとともに、フェルガナ州出身の

国際交流員を橋渡し役として最大限に活用し、同地方をはじめ、ウズベキスタン共和国との交流を推進します。

担当課：みなと振興・国際交流課

6. 造船技術・設備を活かした産業基盤の強化・創出

①造船業の基盤強化

国内外の物流を支える海上輸送のみならず、我が国の経済安全保障にも欠かせない造船業の基盤強化を図るため、市内造船企業の競争力強化に向けた取り組みを支援するとともに、艦艇や官公庁船等の大型改造需要の喚起・受注促進に努めます。

担当課：産業創造・雇用促進課

②海洋産業への進出支援

市内造船企業や新たに海洋分野への進出を目指す企業による次世代技術開発（洋上風力発電事業等）への取り組みを支援します。

担当課：産業創造・雇用促進課

第2項 魅力をひきだす観光まちづくりの推進

舞鶴の観光ブランドである「赤れんが」と「海・港」を中心に、舞鶴ならではの多様な歴史や文化、自然、食など、地域の魅力的な観光資源を掘り起こし、観光振興による交流人口の拡大を図るとともに、市民が愛着の持てる観光まちづくりを推進します。

1. 舞鶴ゆかりの観光ブランド戦略推進

①「赤れんが」「海・港」をシンボルイメージとした舞鶴ブランドによる誘客推進

「赤れんが」「海・港」を舞鶴のシンボルイメージとしてさらに周知し、本市の価値ある海軍ゆかりのまちと城下町を観光資源として、ビヨンド・コロナ社会における新たな観光誘客促進を図り、観光入込客及び観光消費額の増大を図ります。

| 数値項目 | 基準値(2021) | 2023(1年目) | 2024(2年目) | 2025(3年目) | 2026(4年目) |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 観光入込客数 | 986千人 | 2,500千人 | 2,800千人 | 3,100千人 | 3,400千人 |
| 一人あたり観光消費額 | 2,121円 | 2,200円 | 2,300円 | 2,400円 | 2,500円 |

担当課：観光振興課

②海軍ゆかりの地域資源「日本遺産」観光交流ゾーンの整備

舞鶴赤れんがパーク及びその周辺エリアを「日本遺産」を巡る観光交流ゾーンとして位置づけ、広くプロモーションすることにより、赤れんがパーク来場者の増大を図ります。

文部科学省所管赤れんが倉庫3棟に海軍ゆかりの地域資源の魅力を広く発信する機能を整備します。

| 数値項目 | 基準値(2021) | 2023(1年目) | 2024(2年目) | 2025(3年目) | 2026(4年目) |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 赤れんがパーク来場者数 | 22万人 | 75万人 | 80万人 | 90万人 | 100万人 |

担当課：産業創造・雇用促進課

③海軍ゆかりの地域資源 赤れんが周辺等まちづくり事業の推進

年間150万人を受け入れる日本有数の一大交流拠点をつくるべく、国道沿いの防衛省等国有地を取得し、防衛省「まちづくり支援事業」などを活用して、本市の観光戦略拠点である「舞鶴赤れんがパーク」を中心に、周辺地域を一体的に整備します。

また、「日本遺産」と「日本の20世紀遺産20選」の2つのブランドを活かした観光誘客を図るとともに、積極的な民間活力の導入や民間投資の促進、市街地も含めたエリアマネジメントにより、まち全体の活性化につなげます。

担当課：企画政策課 観光振興課 文化振興課

④細川幽斎公ゆかりの地域資源を活かしたまちづくり事業の推進

田辺籠城や古今伝授の史実を活かし、田辺城趾を文化観光交流拠点として整備するとともに、細川幽斎公ゆかりの城下町の風情を残す町並みや祭礼などの文化資源を掘り起こし、まち歩きがしたくなる観光エリアとして魅力的なコンテンツ造成やPRを行い、観光誘客につなげます。

担当課：観光振興課 文化振興課

⑤舞鶴ゆかりの地域資源を活かした観光産業の支援

「舞鶴ゆかり」の地域資源を活かして、観光事業に取り組む事業者や団体を支援します。

担当課：観光振興課

2. 多様な観光交流産業の育成

①新たな観光コンテンツの発信

新たな観光コンテンツ開発とデジタルマーケティングなどを活用し、ニーズに合ったより効果的な発信に取り組みます。

担当課：観光振興課

②「舞鶴グルメ」・「食」をテーマとしたプロモーション活動の拡大

舞鶴の豊かな自然に育まれた農水産物（万願寺甘とう、育成岩がき、舞鶴かに等）や舞鶴特有の歴史に基づく海軍ゆかりの食文化（カレー、肉じゃが、飲物等）など、舞鶴ならではの「グルメ」や「食」の魅力を広く発信するため、メディアや企業とのコラボなど多様なプロモーションを展開し、更なる誘客や観光消費額の向上につなげていきます。

担当課：観光振興課 農林水産振興課

③着地型観光ツアーの推進

民間事業者による、地域が有する魅力的な観光資源を活用した着地型ツアーの実施を支援し、観光客の満足度及びリピーター率の向上を図り、滞在時間の延長による地域消費を促すとともに、民間事業の拡大、自立性を高めます。

担当課：観光振興課

④多様なツーリズム事業の展開

本市が持つ固有の地域資源の魅力をフィルムコミッションやミュージックコミッション^(※)を通じて、映像や音楽、アニメ、ゲーム等の切り口で発信することにより、新たな

層への「舞鶴ブランド」の魅力浸透に取り組んでいきます。

| 数値項目 | 基準値 (2021) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|------------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 舞鶴市で撮影された映像等の作品化数 と関連イベント数 (合計) | 21 | 24 | 27 | 30 | 33 |

※フィルムコミッション・ミュージックコミッション…映画やテレビドラマ、ミュージックビデオなどの撮影を誘致し、実際の撮影をスムーズに進めるためのサポートを行う取組。

担当課：観光振興課

⑤教育旅行等の誘致推進

引揚記念館や赤れんが博物館を核とし、赤れんがパーク周辺の日本遺産ストーリー、SDGs体験プログラムなど、地域特有の学習素材を生かした教育旅行等の誘致に努め、本市を選択する学校の拡大に努めます。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 教育旅行等の実績数 | 38 | 42 | 46 | 50 | 55 |

担当課：観光振興課・引揚記念館

3. おもてなしの心による満足度の高い観光の実現

①観光案内機能の強化

外国人観光客への対応も含めた観光案内サービスの充実や、土産物販売機能を持つ立ち寄りスポット「まいづる観光ステーション」をはじめとする観光案内所の機能強化を図り、多様なニーズに対応したおもてなしを目指します。

| 数値項目 | 基準値 (2021) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|-----------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| まいづる観光ステーション対応数 | 16,265人 | 30,000人 | 50,000人 | 55,000人 | 60,000人 |

担当課：観光振興課

②訪日外国人観光客（インバウンド）を含めた来訪者の利便性向上

来訪者の市内周遊を促すため、案内サインの充実、来訪者ニーズにあった観光MaaSと電動モビリティの導入促進を図ります。

担当課：観光振興課

③おもてなしの心を醸成する人材の育成と活動への支援

観光客への「おもてなしの心」をまちぐるみで向上するため、観光ナビゲーターや観光事業者等の連携強化及び人材育成を図るとともに、観光ガイドボランティア団体や、市民を対象としたおもてなしの心を醸成する講座等を実施します。

担当課：観光振興課

4. 各団体・地域等との連携による観光振興の推進

①海の京都DMOの連携とネットワーク強化

海の京都地域が一体となり設立した一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社（海の京都DMO）と連携して、広域的な観光地域づくりを推進し、京都府北部全体の振興を図ります。

担当課：観光振興課

②府域を越えた広域的な連携の構築

「旧軍港市日本遺産活用推進協議会」、「全国近代化遺産活用連絡協議会」、「日本海縦断観光ルートプロジェクト」、北陸新幹線金沢・敦賀間の開業を見据えた福井県嶺南地域との連携をはじめとした他府県の地域との連携を深めるとともに、行政機関だけでなく民間事業者等とも連携し、より広域的な観光振興を目指します。

担当課：観光振興課 文化振興課

③観光関連団体や地域と連携した観光資源の発掘

市内の観光関連の団体・機関や商店街、宿泊施設、交通事業者等、各種事業体が連携し、新たな商品開発や観光資源の掘り起こしによる地域の活性化を目指します。

担当課：観光振興課

第2節 地域産業が元気で、いきいきと働けるまち

農林水産物の販売促進を図り、担い手不足の解消の面からも、ブランド化や農産物の6次産業化などに努め、「稼げる1次産業」のビジネスモデル及びイメージ形成を目指します。

また、長年にわたり培われてきたものづくりの技術をはじめ、商工業者の特長を活かし、経済の活性化に努めます。

第1項 付加価値の高い農林水産業の振興

海・山・川など豊かな自然に囲まれ、その恵みを受けて育った多様な農林水産物を活かし、ブランド化や消費者・需要者のニーズを踏まえた販売戦略・販路拡大に取り組むとともに効率化を図るための生産基盤の整備や加工業者など業種を越えた連携・6次産業化を図り、地域資源を活かした農漁村地域の産業として、地域の富と雇用の創出に取り組みます。

さらに、農林漁業の担い手の育成・支援に取り組むとともに、ICT（情報通信技術）など先端技術を活用した効率化・高度化、農山漁村ビジネスなど、魅力ある一次産業の創出に取り組みます。

1. 特産作物の振興・育成

①万願寺甘とうの生産振興と販売促進

地理的表示（G I）保護制度[※]に登録された「万願寺甘とう」のブランド力の強化を図り、首都圏をはじめとした大都市圏などへの全国展開と海外も含めた販路の拡大を支援します。また、万願寺甘とうを使用した新たな商品開発・販売に対する積極的なPR活動及びICT（情報通信技術）を活用した安定生産、安定供給のための園芸施設栽培を推進します。

| 数値項目 | 基準値（2021） | 2023（1年目） | 2024（2年目） | 2025（3年目） | 2026（4年目） |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 万願寺甘とうの生産量 | 217トン | 250トン | 270トン | 290トン | 310トン |
| 万願寺甘とうの出荷額 | 16,810万円 | 19,500万円 | 21,100万円 | 22,700万円 | 24,200万円 |

※地理的表示（G I）保護制度…地域で長年培われた生産方法や気候、風土、土壌などの生産地の特性により、高い品質と評価を獲得した地域ブランド産品を国が知的財産として登録・保護し、その品質を保証するとともに、生産者の利益増進や消費者等の利益保護を図る制度。

担当課：農林水産振興課

②需要に応じた米づくりの支援

農薬の使用を控え環境に配慮した「特別栽培米」、日本酒の原料となる「酒造好適米」など、消費者・需要者のニーズに応じた売れる米づくりを支援します。また、国際水準の生産工程管理（GAP）^(※)などの取組に対して支援します。

※GAP…農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。

担当課：農林水産振興課

③舞鶴産のお茶の振興

良質の舞鶴産のお茶の生産振興を図るため、新植・改植、機械化の整備や将来を担う後継者育成を支援するとともに、舞鶴産のお茶を使った加工品の開発や販売促進を支援し消費拡大に努めます。

担当課：農林水産振興課

④推進品目の振興

需要者ニーズに対応した契約栽培など、経営安定につながる作物の生産拡大を支援するとともに、京都府特産物育成協議会^(※)等が指定する推進品目など市場ニーズの高い野菜などの生産振興を図ります。

※京都府特産物育成協議会…京都府、JA京都中央会、JA全農京都、(公社)京のふるさと産品協会の4団体で構成し、京野菜等の生産販売強化を目指す。

担当課：農林水産振興課

2. 農業の振興

①農業を支える新たな担い手の育成支援

農業経営チャレンジ支援事業^(※)や農業次世代人材投資事業^(※)など新規就農を支援します。また、農業経営の組織化を図るため、集落営農組織の設立や法人化を目指す集落営農組織等に対する支援を行うとともに、農業の担い手の確保及び耕作放棄地の減少のため、企業の参入など、新たな担い手の参入を促進します。

さらに、小中学校等で農業の魅力を伝える出前授業を通して、次世代の担い手育成に取り組めます。

※農業経営チャレンジ支援事業…新規就農希望者を対象に、技術習得から就農までを一貫して実践的な研修の支援を行う研修制度で、研修終了後そのまま経営を開始することが可能。

※農業次世代人材投資事業…次世代を担う農業者となることを志向するものに対し、就農前の研修を後押しする資金及び就農直後の経営確立を支援する資金を交付する事業。

担当課：農林水産振興課

②ICT（情報通信技術）等の活用による省力化・高品質生産を実現するスマート農業等の推進

ICTや自動運転技術等を活用した省力化・高品質生産に取り組む新たな農業（スマート農業）の導入を促進し、天候不順や異常気象に左右されにくい完全制御型の施設園

芸及び先端技術を取り入れた農業生産手法を習得する取組を支援します。

担当課：農林水産振興課

③農業・生産基盤の整備

担い手への農地集積・集約化を加速させるため、府営土地改良事業を活用したほ場整備（区画整理）事業に取り組みます。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|-----------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ほ場整備の事業化面積 (累計) | 20ha | 36ha | 56ha | 56ha | 56ha |

担当課：農林水産基盤整備課

④災害に強い農業の推進

安定した農業生産や農業所得の向上を図るため、災害に強い作物の栽培に取り組む農業経営体を支援します。

担当課：農林水産振興課

3. 有害鳥獣対策の推進

①有害鳥獣対策の推進

有害鳥獣による農作物被害を防止するため、ICT（情報通信技術）等を活用し防除と捕獲を両輪とした対策を積極的に推進し、農家の営農意欲の向上を図ります。

| 数値項目 | 基準値 (2021) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|----------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 有害鳥獣による農作物被害面積 | 1,218 a | 1,157 a | 1,100 a | 1,045 a | 993 a |

担当課：農林水産振興課

4. 林業の活性化

①天然林・竹林の整備とその資源の活用

森林資源の有効活用や災害防止のため、本市森林面積の約7割を占める天然林、竹林の整備が持続的に可能となるよう、ビジネス化について関係団体と連携し、取組に対し支援を行います。

担当課：農林水産振興課

②木材の生産や加工に対する支援

地元産木材の木材市場や製材・加工事業所等への搬出を推進するとともに、地元産木材の利用が促進されるよう、建築事業者、加工業者等の関係事業者に対する働き掛けを強化し、円滑に利用できる仕組みづくりに取り組みます。

また、林地残材・広葉樹などの木質バイオマス^(※)の有効利用を推進します。

※木質バイオマス…木を由来とする再生可能な有機性資源のこと。主に、樹木の伐採や造材のときに発生する枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮等の種類がある。

担当課：農林水産振興課

③森林経営管理制度の活用と林業の活性化支援

森林経営管理制度を活用し、林業施業地の集積を図り、意欲のある経営体が林業経営

に取り組みやすい環境の整備に努めます。また、森林組合等が実施する森林整備の啓発事業や研修事業に係る支援、森林所有者へのPR活動などに取り組みます。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|-------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 森林経営管理制度による集積着手面積 | 419ha | 900ha | 1,400ha | 1,900ha | 2,400ha |

担当課：農林水産振興課

5. 漁業の振興

①地域水産物のブランディング支援

「舞鶴かに」をはじめとする既存ブランド製品の品質確保の取組や、沿岸漁業の強みを活かした活魚や活〆等水産物の高鮮度化による高付加価値化を漁業者及び関係団体と連携し推進します。また、京都府漁業協同組合が府の「プライドフィッシュ」として選定している「丹後とり貝」、「丹後の海 育成岩がき」、「京鱈」等のブランディングの取組を推進します。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 「丹後とり貝」の出荷金額 | 101百万円 | 105百万円 | 110百万円 | 115百万円 | 120百万円 |

担当課：農林水産振興課

②ICT（情報通信技術）を活用した水産業の高度化の促進

本市の基幹漁業である大型定置網や養殖業について、高等教育機関やIT関連企業等と連携し、スマート漁業の取組を促進します。また、漁協が開設する舞鶴地方卸売市場における流通機能の高度化の取組を促進します。

担当課：農林水産振興課

③水産研究機関、高等教育機関等との多様な連携

京都大学舞鶴水産実験所、京都府海洋センターと連携し、水産資源の管理や増殖についての取組を進めます。

また、高等教育機関や事業者等とも連携し、天候に左右されず、安定的出荷が可能となる陸上養殖など新たな取り組みを推進します。

担当課：農林水産振興課

④資源管理型漁業や漁場環境の保全の促進

アワビやなまこなどの減少傾向にある磯根資源の資源管理型漁業^(※)や種苗放流などによる資源の増殖を促進するとともに、海底ごみやかき殻の除去などにより漁場環境保全の取組を推進します。

また、除去後のかき殻の有効活用についても取り組みます。

※資源管理型漁業…魚や貝類などの天然の水産資源を、漁具や漁法、操業場所や期間、漁獲量や漁獲サイズなどを制限し、資源を適正に管理しながら持続的に利用する漁業。

担当課：農林水産振興課 農林水産基盤整備課

⑤漁港施設等の機能強化や長寿命化とストックの有効活用

漁港施設や水産流通施設の機能強化・長寿命化対策を実施するとともに、海岸を防護する離岸堤等の海岸保全施設の機能強化を計画的に推進します。

担当課：農林水産基盤整備課

⑥漁業の新たな担い手や若手漁業者の育成と支援

将来の京都の漁業を支える担い手や若手漁業者を育成する京都府「海の民学舎」の運営に参画し、市内における漁業就業及び定住を支援するとともに、若手漁業者の経営力向上に取り組みます。

また、漁協組合員の資格取得後、自営漁業を新規に開始する漁業者に、初期設備導入費用を支援するなど定着を促進します。

さらに、小中学校等で水産業の魅力を伝える出前授業を通して、次世代の担い手育成に取り組みます。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 新規漁業就業者数 | 7人 | 7人 | 7人 | 7人 | 7人 |

担当課：農林水産振興課

6. 6次産業化や農水商工連携の促進

①農山漁村ビジネスの振興

農家民宿、農村レストランの開業支援、地域資源を活用した体験事業や加工品の開発、販売力強化など6次産業化や農水商工連携による農山漁村での新たななりわいづくりを促進し農山漁村ビジネス形成の取組を支援します。

また、農山漁村移住者に対する起業支援等を通して、活躍の場を提供することにより、農山漁村の地域活性化に取り組みます。

担当課：農林水産振興課

②食のブランドの推進

舞鶴の豊かな自然に育まれた魅力ある農林水産物のプロモーションやブランディングを生産者や地域と共に進めることにより、「舞鶴ならではの食を、四季折々に楽しむことができる」イメージの定着を図り、農林水産業の活性化にもつなげていきます。さらに、ふるさと納税のポータルサイトをはじめとするEC^(※)での販売を積極的に促進し、舞鶴の食の魅力をさらに広く発信していきます

※EC …Electronic Commerce。ネット販売など、インターネット上で交わされる商取引のこと。

担当課：農林水産振興課

③地元農林水産物の販路の拡大

地元農林水産物を使った料理メニューの提供やお菓子など加工商品の拡大を図るため、飲食店や宿泊施設、加工品製造業者へのマッチングを行います。また、新商品開発を進め、ふるさと納税返礼品等を活用した販売促進を支援します。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ふるさと納税返礼品の農林水産物の品数 | 386品 | 450品 | 500品 | 550品 | 600品 |

担当課：農林水産振興課

第2項 元気な事業者の育成による商工業の振興

グローバル化や少子高齢化に対応するため、成長が見込まれる新規産業の誘致・育成や創業の環境を整え、また、産業を支える人材育成に取り組みます。

1. (仮称)産業振興センターを核とした地域経済の成長に向けた企業支援

①連携意欲の高い中小企業の経営革新、経営基盤強化等を支援

市内中小企業の経営革新、経営基盤強化を図るため、商工会議所、中小企業団体中央会、地域金融機関、京都産業21、関係機関等との連携をさらに進め、企業がいつでも相談できるワンストップ窓口機能の役割を担う「(仮称)産業振興センター」を令和5年度に開設し、各機関の持つ制度や支援メニューを効果的に提供するとともに、市内外のビジネスマッチングや若手経営者・後継者の育成支援を通じて、本市産業全体の競争力強化や市外からの資金獲得につながる取り組みを支援します。

担当課：産業創造・雇用促進課

②新しい時代を牽引するビジネスモデルを支援

社会情勢の変化に対応し、地域が抱える課題を解決するため、革新的なビジネスモデルに取り組む事業者を支援し、競争力の強化を図ります。

また、本市産業の持続的発展、地域産業の充実・強化を図るため、デジタル化やDX(デジタルトランスフォーメーション)の推進や設備等の高度化による中小企業の経営力の強化や生産性の向上を促進します。

担当課：産業創造・雇用促進課

③事業承継の促進

中小企業等の経営者の高齢化や後継者の不在により、事業存続に悩む事業所の課題解決に向け、各機関が有する支援メニューを効果的に提供し、円滑な事業承継を促進します。

担当課：産業創造・雇用促進課

2. 創業の促進

①創業・起業支援の充実、創業者の発掘

創業支援等事業計画に基づき、やる気のある起業家の輩出に向け、事業者の相談をワンストップ化するほか、創業支援事業者(商工会議所、地域金融機関等)との一体的な支援体制のもと、創業者向けの支援メニューの周知を強化するとともに、創業者の経済的負担の軽減を図ります。

また、高等教育機関等における研究開発成果を用いた起業や新規事業への挑戦を支援します。

担当課：産業創造・雇用促進課

3. まちなかの賑わい創出

①新規出店や創業等、新たにチャレンジできる環境づくりを推進

新規出店者や創業者のチャレンジの場として、商店街等の空き店舗を利活用し、やる気のある市内外事業者のまちなかへの出店を支援するとともに、買い物を楽しめる魅力的な個店づくりや少子高齢社会に対応した地域密着型サービスの展開など、経済循環の

拡大に資する意欲的な取り組みを支援します。

担当課：産業創造・雇用促進課

②多様な主体のまちづくり活動の支援

経済循環の拡大をはじめ、魅力あるまちなかを形成するため、市内事業者や高等教育機関など、多様な主体が連携したまちづくり活動を支援し、商店街をはじめとするまちなかの賑わいを創出します。

担当課：産業創造・雇用促進課

4. 地域経済を支える人材の育成支援

①高等教育機関等との連携による、デジタル人材等の育成

近畿能開大京都校や民間企業との「IT人材の育成と地域活性化を目的とした連携協定」等に基づき、近畿能開大京都校で学ぶ若者の地域経済のデジタル化やDX推進を担うスキルの習得を進めるほか、舞鶴工業高等専門学校等への展開も視野に入れてデジタル人材を育成するとともに、市内での就労先の確保による出口戦略にも合わせて取り組みます。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|----------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 近畿能開大京都校の定員充足率 | 91.1% | 93.0% | 95.0% | 97.0% | 100% |

担当課：産業創造・雇用促進課

5. 企業誘致の推進

①多様な企業誘致の実現

働く場の創出や市内企業への波及効果の実現を目指し、本市最大の地域資源である京都舞鶴港や高速道路ネットワークをPRすることで、製造業をはじめ、国際コンテナ航路を活用した物流拠点整備につながる倉庫・物流業の誘致に取り組むとともに、コロナ禍によって、都市集中型社会から地方分散型社会への転換が求められるなか、IT企業のサテライトオフィス等、多様な企業の誘致に取り組めます。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 新規立地・増設件数 | 0件 | 2件 | 2件 | 2件 | 2件 |

担当課：産業創造・雇用促進課

②カーボンニュートラル2050に寄与する産業立地の推進

脱炭素化など環境に配慮した次世代エネルギー供給の拠点化や、資源循環型産業またGX（グリーントランスフォーメーション）※への積極的な取り組みなどのカーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略に寄与する企業の立地、市内への投資を促進します。

※GX（グリーントランスフォーメーション）…温室効果ガスの排出削減と産業競争力向上の両立を目指す取り組み。

担当課：産業創造・雇用促進課

第3項 雇用の確保・安定と働きやすい環境づくり

少子化が進行する中、若い世代の流出を抑制するため、市民が誇りを持って住み続け、本市が人や企業に選ばれるまちとなるよう取り組みます。

1. 求職者への支援・情報提供の充実

①「舞鶴市就業支援センター」を拠点とした就労支援の充実

国（ハローワーク）、府（京都ジョブパーク）と連携して運営する就業支援センターを拠点として、市内の企業情報を様々な求職者へ提供することによりきめ細やかな雇用マッチングを進めるとともに、各種セミナーなどを実施して、雇用機会の拡大を図ります。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|------------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 舞鶴市就業支援センター利用者の就職率 (就職件数/総利用者数) | 7.4% | 7.4% | 7.5% | 7.5% | 7.6% |

担当課：産業創造・雇用促進課

②地域の特徴を生かしたU I Jターンの推進

合同企業説明会や地元就職に関する情報発信などを通じて、高校・大学の新卒者や、地方移住に関心のある求職者と求人事業者とのマッチング等を行い、舞鶴における就職拡大を図ります。

また、「海上自衛隊舞鶴在籍部隊隊員とその家族に関する総合支援協定」に基づき、早期で退職を迎える自衛官の市内企業への再就職を支援します。

担当課：産業創造・雇用促進課

③若年者の地元就職の促進

高校生のための企業研究会等の開催を通じ、地域における働く場の周知を図り、地元就職を促進します。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|--------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 舞鶴出身高校生の地元就職率 (北部7市町) | 69.3% | 70.0% | 70.0% | 70.0% | 70.0% |

担当課：産業創造・雇用促進課

④新たな時代における人材確保支援

市内事業所の人材確保を促進するため、企業の魅力（働きがい、働きやすさ）を効果的に届ける発信力や求職者とのコミュニケーション力など、採用力向上に資する取り組みを実施するとともに、子育てをはじめとする様々なライフステージに応じたキャリアプランの実現に向け、柔軟な勤務制度やワーク・ライフ・バランスの取れた勤務体制、兼業・副業人材の活用など、多様な人材の活躍と定着を促進します。

担当課：産業創造・雇用促進課 人権啓発推進課

第3節 舞鶴版コンパクトシティの推進

都市全体の構造を見直し、分散している都市施設等を交通結節点であるJR東舞鶴駅・西舞鶴駅を中心としたまちなかに誘導することにより、人口密度を維持し、都市機能を適切に配置するとともに、まちなかと地域をつなぐ公共交通ネットワークを充実さ

せることにより、持続可能なまちを実現する「舞鶴版コンパクトシティ」を推進し、活力あるまちづくりを展開します。

第1項 将来にわたり暮らしやすさを維持する計画的な土地利用

人口減少など社会状況の変化が進む中においても、将来の人口規模に見合った都市構造への再構築を図り、誰もがいつまでも安心して暮らせる効率的で利便性の高いまちづくりを推進します。

1. 都市計画制度の適切な運用

①適正な市街化区域規模への見直し

舞鶴市都市計画マスタープランに即し、市街化区域内にある将来にわたって都市的な利用が見込まれない区域は、地域等との合意形成を図りながら市街化調整区域への見直しを進めます。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 市街化調整区域に見直す面積 (累計) | 60ha | 65ha | 70ha | 75ha | 80ha |

担当課：都市計画課

②用途地域の適切な運用

舞鶴市都市計画マスタープランに即し、用途地域の適切な運用により土地の有効活用を促進します。

担当課：都市計画課

③市街化調整区域での地区計画制度の運用

市街化調整区域において、農林漁業との調和を図りつつ、地域振興に寄与する土地利用を進めるため、地域住民による地区計画の策定を支援します。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|----------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 市街化調整区域における地区計画の策定地区数 (累計) | 5地区 | 5地区 | 5地区 | 6地区 | 6地区 |

担当課：都市計画課

④地籍調査の推進

個々の土地の境界を明確にすることにより、土地の流動性を高めるほか、災害時の復旧作業に備えるなど、市民の資産を守りその価値を高めます。

第1次舞鶴市地籍調査事業実施計画に基づき、重点調査地域（DID地区及び市街化区域内の居住地域）における地籍調査を進めます。

地籍調査と同等の扱いが受けられる国土調査法第19条5項指定制度を利用して、地籍整備を進めます。

担当課：建設総務課

2. 駅を中心とした拠点形成によるまちなか創生

①J R駅周辺への都市機能の誘導等によるまちなかの再構築

J R西舞鶴駅に隣接する未利用公有地への中央図書館の建設及び民間活力導入による

人々が集う交流の拠点・公共交通結節点としての機能向上、また東地区中心市街地複合施設の再構築による居住誘導エリアの価値向上など、駅を中心とした東西市街地において、必要な都市機能の整備・誘導を進めるとともに、商業集積のあり方を検討するなど、利便性が高く効率的で賑わいあふれるまちなかの再構築を図ります。

担当課：都市計画課 資産マネジメント推進課 産業創造・雇用促進課

図書館課 地域づくり支援課

②居住の誘導によるまちなか活性化の推進

空洞化が進むまちなかの活性化を図るため、舞鶴市立地適正化計画に基づき、民間事業者との連携を踏まえながら、まちなかの低未利用地の活用促進に努めるとともに、居住誘導の促進を図ります。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|-------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 居住誘導区域に居住する人口割合 (累計) | 9.10% | 9.13% | 9.16% | 9.19% | 9.23% |

担当課：都市計画課

③中古住宅の活用によるまちなか居住の促進

民間事業者と連携して、まちなかの空き家情報バンクの充実を図るとともに、中古住宅の流動化を促進するなど、空き家を活用したまちなか居住を進めます。

担当課：都市計画課

第2項 住み続けたいまちを支える生活基盤づくり

誰もがいつまでも住み続けたいと思えるまちを目指し、公共交通や道路、公園等の生活基盤施設の整備を進め、快適で便利な定住環境を構築します。

1. 使いやすい公共交通ネットワークの確保及び利用促進

①鉄道、路線バス及び自主運行バスの運行の支援

身近な公共交通として生活の足となる鉄道、路線バス及び自主運行バスの運行に対する支援を行うことにより、便利な田舎暮らしを実現する公共交通の維持・確保を図ります。

担当課：企画政策課

②公共交通の利便性向上と交通アクセスの充実

市民をはじめ観光客にも分かりやすい交通ダイヤを実現するとともに、交通系ICカードの普及・利用を促進し、乗り継ぎにかかる負担を軽減させるなど、公共交通の利便性向上を図ります。

また、市周辺部から基幹路線へのアクセスの改善や乗り継ぎにかかる時間短縮を図るなど、誰もが利用しやすい公共交通の実現に取り組みます。

担当課：企画政策課

③市民、交通事業者及び行政の連携による公共交通の利用促進

市が主体となって、市民や関係団体、交通事業者が参画する公共交通ネットワーク会議を開催し、交通マップや時刻表の作成など利用者目線に立った効果的な利用促進事業に取り組みます。

また、学校や企業と共にモビリティ・マネジメント^(※)を実施し、公共交通に対する理解を促進し利用機会の増加につなげます。

| 数値項目 | 基準値(2022) | 2023(1年目) | 2024(2年目) | 2025(3年目) | 2026(4年目) |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 市内公共交通利用者数 | 152.5万人 | 153.0万人 | 153.5万人 | 154.0万人 | 154.5万人 |

※モビリティ・マネジメント…一人ひとりの移動や、まちや地域の交通のあり方を、工夫を重ねながらより良いものに改善していく取組のこと。

担当課：企画政策課

④持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークのあり方の検討

将来にわたり持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークのあり方を検討するため、ICT(情報通信技術)等を活用した自動運転技術や共生型MaaSの導入による交通システムの構築に向けた取組、エネルギー・環境といった公共交通に関する社会問題の解決に向けた調査・研究を進めます。

京都府北部圏域内の移動を円滑にする公共交通路線の再編や一体的に管理運営する体制づくりなどの検討を進めます。

担当課：企画政策課

2. 周辺部の地域振興のための道路整備

①市街地等と連結する道路の整備

市周辺部の定住促進と地域振興のため、市街地等と連結する道路の整備を進めます。災害時においても避難路を確保するための道路整備を促進します。

担当課：国・府事業推進課

3. 市街地の骨格を形成する道路整備

①都市計画道路の整備

交通体系の根幹となる都市計画道路等の整備を進め、定住促進と産業経済活動の活性化を図ります。(和泉通線、引土境谷線)

| 数値項目 | 基準値(2022) | 2023(1年目) | 2024(2年目) | 2025(3年目) | 2026(4年目) |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 事業進捗率(和泉通線)(累計) | 79.2% | 89.4% | 89.6% | 94.8% | 100% |
| 数値項目 | 基準値(2022) | 2023(1年目) | 2024(2年目) | 2025(3年目) | 2026(4年目) |
| 事業進捗率(引土境谷線)(累計) | 57.4% | 68.1% | 78.7% | 89.4% | 100% |

担当課：土木課 建設総務課 国・府事業推進課

4. 安全で快適な公園の整備

①都市公園の再整備

城下町文化発信の核となる舞鶴公園や、まちなかエリアの八島公園をはじめとする都市公園については、新たな時代を見据えつつ、地域の特性やニーズに応じた施設の機能

整備や配置の変更を行うなど、周辺地域の活性化やにぎわいの創出につながるよう再整備を進めます。

担当課：土木課 都市計画課

②公園トイレの改修

トイレのバリアフリー化や洋式便器への改修を行うことにより、トイレの利便性を向上させ、障害者や子どもから高齢者まで誰にでも快適に利用してもらえる施設を提供します。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|----------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 公園トイレの改修及び更新箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 |

担当課：土木課

③ちびっこ広場の再編

子どもから高齢者までが、地域の憩いの場として活用できる「ちびっこ広場」の維持管理や安全管理を行うとともに、使われなくなった「ちびっこ広場」については、必要性など地域と協議した上で、廃止も含めた再編を行います。

担当課：土木課

第4節 このまちに魅かれ移り住みたくなるまち

今、本市に住んでいる人にとって暮らしやすく“住み続けたい”と思うまち、また、このまちの多様な魅力にひかれ、このまちに移り住みたくなるまちを市民と行政の協働で取り組んでいきます。

また、市民一人ひとりのニーズや意欲、状況に応じて、効率的で暮らしやすいまちなかへの居住促進を図ることで、まちなかのにぎわいを創出するとともに、農山漁村への移住促進を図ることで、持続可能な集落維持の形成に地域住民と共に取り組んでいきます。

第1項 「移住者にやさしいまち・舞鶴」宣言

移住を希望する人に対して、移住を促す役割や新たな移住者を地域の一員として迎え、支援する役割を地域住民それぞれが意識し行動に移しやすい環境づくりをすすめ、「移住者にやさしいまち・舞鶴」を掲げこの取組を推進します。

1. 移住・定住の促進

①移住・定住の促進と地域コミュニティの多様性の向上

都市部から地方への移住に関心が高まる中、舞鶴の大きな特長である豊かな自然、歴史、文化、食などの多様性を活かし、移住者に寄り添った丁寧な受入体制を整えるとともに、地域の住民及び移住者が共にお互いの多様性を認め、コミュニティの質を高めていき、元気なまちであり続けるための取組を推進します。

担当課：移住・定住促進課

②移住相談体制の充実

移住者に寄り添った丁寧な相談体制を充実させるために、移住コンシェルジュとして

の担当職員のスキルアップを図るとともに、おもてなしの心を持って地域住民と移住者をつなぐ役割を担います。

担当課：移住・定住促進課

③Uターン移住の促進

進学や就職で転出した方のUターンを促進するため、地元企業への就職や心のゆとりある暮らしの提案など、Uターン希望者をはじめ、大学生の子を持つ親や市外に働く子を持つ親への情報発信に取り組みます。

担当課：移住・定住促進課 産業創造・雇用促進課

2. 地域移住サポーター・地域おこし協力隊との連携

①地域移住サポーターとの連携

移住者から見た本市の魅力を発信し、新たな移住者を受け入れるための受け皿作りを担うリーダーである地域移住サポーターと連携した移住促進に取り組みます。

担当課：移住・定住促進課

②地域おこし協力隊との連携

地域おこし協力隊員を積極的に誘致して、市外の人材の定住を図るとともに、隊員と連携してまちの魅力を発信し、地域の活性化と移住促進に取り組みます。

担当課：移住・定住促進課

3. 地域住民との交流の場の創出

①移住者も参加しやすい公民館事業の展開

移住者が住民とふれあい、地域に溶け込むことができるよう、移住者も参加しやすい公民館事業を展開します。

担当課：地域づくり支援課 移住・定住促進課

第2項 まちなか・農山漁村への移住促進と活性化

効率的で暮らしやすいまちなか環境の整備、豊かな自然が広がる農山漁村集落の維持活性化に取り組み、子どもからお年寄りまで多様な世代の移住を促進することにより、将来にわたってにぎやかで活力あるまちなかの形成と持続可能な集落の形成を推進します。

1. まちなかの活性化に向けた移住促進と定住環境の向上

①まちなかの活性化に向けた移住促進と定住環境の向上

空き家情報バンク制度の積極的な運用や空き家改修への支援等により移住者が暮らしやすい居住環境の整備を進めることにより、まちなかへの移住を促進し、まちなかの活性化を図ります。

担当課：移住・定住促進課 都市計画課

2. 農山漁村への移住促進と定住環境の向上

①農山漁村への移住促進

大浦・加佐地域活性化センター等と自治会が連携した受入支援体制づくりに取り組み、空き家の掘り起こし・登録、農山漁村集落の活性化のための移住希望者の受入を推進します。VR撮影による空き家のオンライン内覧など、ICT（情報通信技術）を活用した移住者受入を促進します。

| 数値項目 | 基準値（2022） | 2023（1年目） | 2024（2年目） | 2025（3年目） | 2026（4年目） |
|---------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 空き家登録件数 （農村集落空き家情報バンク） | 17件 | 18件 | 19件 | 20件 | 20件 |

担当課：移住・定住促進課 農林水産振興課 地域づくり支援課

第3項 次代の子どもたちへ伝える「ふるさと教育」の推進

本市の豊かな自然や歴史・文化など恵まれた地域資源の良さを、まずは大人が十分に理解するとともに、それを教育の現場や家庭環境のなかで次代を担う子どもたちに伝え「ふるさと舞鶴」への愛着を創出していきます。

1. 小学校・中学校・高校への「ふるさと教育」出前授業の実施

①小学校・中学校・高校への「ふるさと教育」出前授業の実施

舞鶴で生まれ、育っていく次代の子どもたちに、「ふるさと舞鶴」の良さを伝えることで、自分たちのまちを好きになり、一度、転出しても「また帰ってきたい」と思えるような子どもたちを増やしていきます。

担当課：移住・定住促進課 学校教育課

2. 高校・高等教育機関との連携を強化

①高校・高等教育機関の活動支援、市民・企業との交流・連携の促進

各学校がそれぞれの特色を生かして実施する活動や大学との高大連携などの取組を支援するとともに、市民や企業との連携を促進する機会を創出します。

担当課：企画政策課

②インターンシップの推進

高校生・高等教育機関の学生に対して、インターンシップの機会を提供し、舞鶴市の有する資源や魅力を伝え、市のまちづくりの方向性や地域産業の魅力等を紹介することで、地元就職の動機付け、将来舞鶴市へU I J ターンする意識付けを行います。

担当課：企画政策課

3. まちづくりの継承を学ぶ機会の創出

①子どもたちへのまちづくりの学びの提供

長い時間が必要なまちづくりの取組を継承していくため、次世代を担う子どもたちがまちづくりについて学び、考え、参加することのできる場を作ります。

担当課：都市計画課

- ・国道27号西舞鶴道路の早期完成
- ・国道27号青葉トンネルのバイパス道路の整備促進

担当課：国・府事業推進課 建設総務課

④東西間の連結強化のための道路整備

- 舞鶴東西市街地間の連結強化を図るための道路整備を促進します。
- ・白鳥トンネル区間の4車線化整備促進

担当課：国・府事業推進課

⑤港湾道路の整備促進

- 港湾貨物輸送の効率化を図るため、国や府との連携による港湾道路の整備を促進します。
- ・臨港道路上安久線の早期整備
 - ・臨港道路前島ふ頭線の早期事業化

担当課：みたと振興・国際交流課 国・府事業推進課

第2項 環境価値を創造するまち

環境負荷が少なく、持続的で自立的な再生可能エネルギーの導入やエネルギー基地の形成により、クリーンエネルギーの集積を図り、持続可能な経済・エネルギー循環の仕組みを構築するなど、市域の環境価値を高める取組を進めます。

さらに、2050年カーボンニュートラルや、2030年の国としての温室効果ガス排出削減目標達成に繋げるGX（グリーントランスフォーメーション）実現に向け、再エネや省エネに加えて、水素、燃料アンモニアなど、幅広いエネルギー源を活用する取組を進めます。

1. エネルギーの地産地消

①次世代技術を活用した地域資源循環と公共施設の「舞鶴版RE100」への挑戦

市民の積極的な省エネ、再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、事業者等のBEMSやFEMSのエネルギーの高度利用を図る設備の導入の促進を図ります。

また、市が先頭に立って、公共施設に再生可能エネルギーや蓄エネルギー等を積極的に導入し「舞鶴版RE100」[※]を推進します。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 公共施設への再エネ使用比率 | 2% | 5% | 10% | 15% | 20% |

※舞鶴版RE100 …市独自の取組として、公共施設で使われる全ての電力を地域の再生可能エネルギーで賄う取組のこと。

担当課：生活環境課

②地域に根差した再生可能エネルギー産業の促進

エネルギー自給率向上には、太陽光発電の導入だけでなく、地域の資源で作られた電力を購入する取り組みが必要であるため、「地域を特定した再生可能エネルギーの購入」等の手法を確立し、地域への普及を図るとともに、PPAモデル[※]やソーラーシェアリング等、市内で再生可能エネルギーを普及促進させるためのビジネスモデルの構築に

取り組みます。

※PPAモデル …エネルギー会社が事業者の施設屋根上に太陽光発電システムを無償で設置し、事業者がエネルギー会社に電気料金を支払う仕組みのこと。「第3者所有モデル」とも呼ばれている。

担当課：生活環境課

2. 京都舞鶴港におけるエネルギー基地の形成（再掲）

①エネルギー施設・設備等の導入促進

天然の良港、関西経済圏の玄関口、既存発電施設の集積といった地理的要件や、太平洋側のリダンダンシーとしての役割を活かし、また、国が進める2050年のカーボンニュートラル「脱炭素社会」施策も踏まえ、新たな技術を有する企業と連携しながら、水素・燃料アンモニア等の輸入・貯蔵等を可能とする受入環境の整備や、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化、京都府北部地域等の港湾関連産業との連携を図るカーボンニュートラルポートの形成に官民一体となって取り組み、日本海側におけるエネルギー拠点の形成を促進します。

担当課：みなと振興・国際交流課

3. 林業の活性化（再掲）

①木材の生産や加工に対する支援

地元産木材の木材市場や製材・加工事業所等への搬出を推進するとともに、地元産木材の利用が促進されるよう、建築事業者、加工業者等の関係事業者に対する働き掛けを強化し、円滑に利用できる仕組みづくりに取り組みます。

また、林地残材・広葉樹などの木質バイオマス^(※)の有効利用を推進します。

※木質バイオマス…木を由来とする再生可能な有機性資源のこと。主に、樹木の伐採や造材のときに発生する枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮等の種類がある。

担当課：農林水産振興課

第3項 先端技術で活力を生み出すまち

生産年齢人口が減少する中、現在の経済規模や都市機能を維持し、まちの活力を創出するため、ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）等を用いた産業の振興を促進するとともに、先端技術のあらゆる分野への導入に向け、教育機関や企業等と連携して具体的に調査・研究を進めます。

1. 先端技術の導入による産業の振興

①ICT（情報通信技術）等の活用による省力化・高品質生産を実現するスマート農業等の推進（再掲）

ICTや自動運転技術等を活用した省力化・高品質生産に取り組む新たな農業（スマート農業）の導入を促進し、天候不順や異常気象に左右されにくい完全制御型の施設園芸及び先端技術を取り入れた農業生産手法を習得する取組を支援します。

担当課：農林水産振興課

②ICT（情報通信技術）を活用した水産業の高度化の促進（再掲）

本市の基幹漁業である大型定置網や養殖業について、高等教育機関やIT関連企業等と連携し、スマート漁業の取組を促進します。また、漁協が開設する舞鶴地方卸売市場における流通機能の高度化の取組を促進します。

担当課：農林水産振興課

③市内中小企業のDX化や設備の高度化を促進

国内外の社会経済状況の変化に適切に対応し、本市産業の持続的発展、地域産業の充実・強化を図るため、DX（デジタルトランスフォーメーション）化の推進や設備等の高度化による中小企業の経営力の強化や生産性の向上を促進します。

担当課：産業創造・雇用促進課

④訪日外国人観光客（インバウンド）を含めた来訪者の利便性向上（再掲）

来訪者の市内周遊を促すため、案内サインの充実、来訪者ニーズにあった観光MaaSと電動モビリティの導入促進を図ります。

担当課：観光振興課

2. 先端技術の導入検討

①教育機関、企業等との連携による先端技術の導入検討

モニタリングの技術を用いた一次産業の技術や経験の横展開や、ビッグデータを用いた防災システムを活用した避難情報の効果的な発信、自動運転技術の導入による地域交通課題の解決など、先端技術を用いた地域の課題解決や未来志向であらゆる分野の活用に向け、教育機関や企業等と連携し、具体的に調査・研究を進めていきます。

担当課：企画政策課 関係課

第2編 市政運営の基本姿勢

3つのまちづくり戦略を実現していくにあたり、市は以下の基本姿勢で市政運営に取り組みます。

第1節 市民と共に進めるまちづくり

まちづくりを進めるためには、市民が元気であること、事業所や関係団体が元気に活動できることが重要です。

まちの主役は市民であることを念頭に置き、市は常に市民に寄り添い、様々な意見や提案を積極的に聞き取り、市民の役に立つ施策の立案等に取り組みます。

第1項 市民を中心としたまちづくりの確立

市民がまちづくりに気軽に参加することができる環境を整えます。また、市民のニーズや地域の課題の把握に努め、市民と連携して施策を推進します。さらに、市民に市政に関する情報を発信し、市政への関心を高めるとともに、若者からお年寄りまであらゆる世代の市民参画を促進することにより、まちに誇りを持ち、「自分たちのまちは自らの手で創り上げていく」というまちづくりの意識を醸成します。

1. 市民参画の促進

①市民の意見を活かした政策・事業づくり

デジタル技術の進展を取り入れ、さまざまな手法を用いながら、市の取組や方向性について市民に伝え、理解していただいた上で、その取組をより良くするにはどうしたら良いか、新しい時代に求められる施策等について市民の意見を聞き、提案・アイデアを積極的に受け入れ、適切なものは市政に活かす方向で、その可能性を研究し、実現していきます。

また、市の施策の検討や計画づくりを行う際にも、ICT（情報通信技術）の活用等さまざまな手法によって市民参加の機会を設け、市民のニーズや意見が反映されるよう努めます。

担当課：企画政策課 関係課

②市民と協働した情報発信を推進

活力あるまちを作るために活動する市民や団体、企業などにスポットを当てた記事などを広報紙等に掲載することで、市民が市政に関心を持ち、行政と市民が共にまちづくりを進めるよう取り組みます。情報発信をサポートする「広報協力隊（仮称）」を設置し、市のSNS[※]に市民が参加できるような仕組みを整えます。

※SNS…Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、ソーシャル（社会的な）ネットワーキング（つながり）を提供するサービス。会員同士で情報交換や意見交換ができるフェイスブックやツイッター、会員同士がメッセージをやり取りできるライン、写真を投稿（共有）して会員同士がコミュニケーションを行なうインスタグラム、動画を投稿（共有）して会員やユーザーがコミュニケーションを行うユーチューブなどがある。

担当課：広報広聴課

③男女が共に参画し、活躍できる環境づくり（再掲）

男女が社会の対等な構成員として、共に協力して職場・家庭・地域などで活躍できる

環境づくりを進めるとともに、意思決定の場に男女双方からの幅広い意見が反映されるよう、審議会・委員会等への女性委員の登用に努めます。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|----------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 審議会等への女性委員の登用率 | 28% | 30% | 32% | 34% | 35% |

担当課：人権啓発推進課

2. 市政の公開と透明性の強化

①オープンデータの活用の推進

本市が保有・蓄積しているデータを、二次利用可能な形で公開し、官民データ利活用、行政の透明性・信頼性の向上や効率化、協働の推進、経済の活性化のため、市民や民間企業等が利用しやすい形での見える化を進めます。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 公開データセット数 | 4件 | 27件 | 50件 | 75件 | 100件 |

担当課：デジタル推進課 総務課

②行政運営の透明性と信頼性の強化

市役所の事務事業が適切に実施され市民福祉の増進が一層図られるよう、組織の業務の適正化を確保するための体制を構築します。適切なルールや業務プロセス及び推進体制を整備し、全ての部署において事務が適正に執行されることにより、透明性・信頼性の高い行政を実現します。

担当課：総務課 関係課

第2項 戦略的な広報の推進と広聴機能の充実

市のブランディング戦略に基づき、市民とともに目指すまちづくりやそのための施策、舞鶴の魅力などを市内外にあらゆる方法で効果的に伝え舞鶴ファンを増やします。

また、アンテナを広げて市民の声をしっかり市政に反映させ、よりよい舞鶴にしていきます。

1. 舞鶴市ブランディング戦略

①市民や企業、関係部署などと連携し、戦略的にまちのブランディングを実施

ロゴやキャッチコピーを定め、市のカラーを統一します。また、他自治体との差別化を行い、まちのブランディングを推進します。

担当課：広報広聴課

2. 計画的かつ効果的な情報発信

①さまざまな発信ツールでの情報発信

さまざまなツール（広報紙、ホームページ、フェイスブック、インスタグラム、まいるメール配信サービス、FM放送等）を活用し、市内外へそれぞれの強みを最大限に活かした情報発信に努めます。さらに広報・マーケティング業界からの専門家の任用を検討するとともに高等教育機関や大学などとの連携を推進します。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| メール配信サービス登録者数 | 16,400人 | 16,800人 | 17,200人 | 17,600人 | 18,000人 |

担当課：広報広聴課

②ビッグデータを活用した効果的な情報発信

ビッグデータやアプリなどを活用することで、ターゲットや世相に応じた情報提供を行います。

担当課：広報広聴課

3. 市民ニーズの把握

①収集した情報を全庁共有し活用

市政なんでも相談室、メール、ホームページお問い合わせフォーム、まちづくり出前講座、広報クイズアンケートなどで市民の意見や要望を把握し、情報を庁内で共有することで必要な施策につなげます。

担当課：広報広聴課

第2節 持続可能なまちづくり

人口減少や少子高齢社会がもたらす社会課題に対応することはもちろん、次代を担う子どもたちに夢と希望の持てるまちを築くため、行財政の運営にあたっては、ヒト・施設・カネ・情報等の持てる資産を活用し、創意と工夫を凝らして最大効果の発揮に努めます。

特に、京都府北部5市2町をはじめ、旧軍港四市やその他の市町村、高等教育機関等との連携を図り、効率的・効果的にまちづくりを進めることはもとより、官民連携などにより、社会の様々な分野における新たな価値の創造を目指すとともに、民間の経営的視点やコスト意識を採り入れながら、本市の持てる資産で最大の効果の発現に努めます。

第1項 持続可能な行財政運営の推進

社会経済情勢の急激な変化に対応できる体制を確かなものにするため、安定的で持続可能な行財政運営の推進に取り組みます。

1. 行政改革の取組

①時代に合った市民サービスや業務のあり方の検討

時代に合った市民サービスのあり方を検討し、効率的で効果的な行財政運営を目指して業務の見直しを行います。また、事業の実施にあたっては、民間のノウハウやICT（情報通信技術）の活用など、効率的で質の高い実施方法を模索します。

担当課：財政課 企画政策課 人事課 デジタル推進課 関係課

②業務のアウトソーシングの推進

業務内容について、市職員が直接実施すべきものか、民間事業者に業務委託できるものかを検討した上で、可能なものは民間事業者へ業務をアウトソーシングします。

担当課：財政課 人事課 関係課

③市の取組に対する外部評価の実施

市の取組や方向性について説明し、その取組をよりよくするためにはどうしたら良いかという意見を聴取するとともに、「舞鶴市みらい戦略推進会議」など市民参加による外部評価を行い、事業の検証を行います。

担当課：企画政策課 関係課

④受益者負担の適正化の取組

「舞鶴市受益者負担（使用料・手数料）に関する基本方針」に基づき、施設の効率的な運営とサービス改善や機能追加による施設利用促進に努めます。また、適正な利用者負担と持続可能な経営の視点での料金設定に取り組むため、定期的な検証と見直しを行います。

担当課：財政課 人事課 施設の所管課

⑤支所、出張所等の利便性向上と最適化

生活様式の変化やデジタル技術の進展など社会情勢が変化する中、支所や出張所等のあり方を検討し、利便性向上と最適化に取り組みます。

担当課：人事課 関係課

2. 財政改革の取組

①市税徴収率の向上

口座振替及びキャッシュレス納付の推進等による納付環境の整備とその周知に努めるとともに、税負担の公平性を確保するため、適正な滞納整理を行い、税収の確保と徴収率の維持向上を図ります。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 市税全体の徴収率 | 97.2% | 97.4% | 97.6% | 97.8% | 98.0% |

担当課：税務課

②適正な債権管理

市民負担の公平性・公正性の確保及び財源の確保のため、債権管理のさらなる適正化を推進します。あわせて生活困窮など様々な問題を抱え納付が困難な方には、引き続き生活支援相談センターと連携した、生活再建型債権回収の取組を強化します。

またキャッシュレス時代の到来に向け、クレジットカードや電子マネー決済をはじめとするICT（情報通信技術）を活用した公金収納チャネルの多様化を推進し、さらなる利便性、収納率、業務効率化の向上に努めます。

担当課：債権管理課

③将来の財政負担を踏まえた安定的で持続可能な財政運営

将来の財政負担に配慮しながら、限られた財源を有効に活用し、最小の経費で最大の効果・成果を発揮させ、健全かつ持続可能な財政運営を行います。

将来に責任ある財政基盤を堅持するため、建設事業に係る市債の計画的な発行に努めます。

大幅な税収減や災害の発生など、不測の財政支出に備え、財政調整積立金をはじめとする基金の弾力的な活用により、安定的な財政運営に努めます。

担当課：財政課

④中長期的財政見通しに基づく計画的な財政運営

社会情勢や国・府の動向をふまえつつ、中期的な財政収支の見通しに立って、市民ニーズに即した事業へ優先的に財源配分を行います。

財務書類を活用し、事業や施設・資産のマネジメント、行政コストの把握等経営感覚をもった予算編成を行い、財政の効率化・適正化に努めます。

担当課：財政課

3. 市民への財政状況や財政の見通し等のわかりやすい情報提供

①予算・決算等のわかりやすい公表

財政の透明性を高めるため、予算・決算や財務書類等の内容について、広報まいつるやホームページなどに分かりやすく公表します。

担当課：財政課

4. 新たな財源の確保

①ふるさと納税制度の推進

新たな視点での地域素材の掘り起こしや農水商工連携による付加価値の高い商品開発などを通して、「舞鶴市ふるさと納税制度」による寄附の受入れ拡大に取り組みます。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ふるさと納税額 | 3億円 | 5億円 | 7億円 | 9億円 | 10億円 |

担当課：観光振興課 関係課

②有料広告掲載など民間資本の導入やスキルの活用

有料広告掲載や協働事業を推進し、民間資本の導入拡大に取り組み、新たな財源確保に努めます。また、民間企業のノウハウを活用し、市民サービスの向上を図ります。

担当課：広報広聴課

第2項 持てる資産の効果的な活用

長引く厳しい財政状況に対応するため、ファシリティマネジメント^(※)の考え方を取り入れ、施設の維持等に要する経費の最小化や施設効用の最大化を図ることで、良質な資産として次世代に適切に引き継ぎ、その負担を軽減する取組を推進します。

※ファシリティマネジメント (FM) …土地、建物、設備など保有する資産とそれらの利用環境を、経営的・戦略的な視点から企画・管理・活用することにより、最適な状態 (経費の最小化、効用の最大化) で保有、運営、維持するための総合的な経営管理活動のこと。

1. 公共施設マネジメントの推進

①公共施設マネジメントの推進

本市の公共施設については、施設ごとに再生の方向付け等を示す「公共施設再生基本計画」及び「第1期公共施設再生実施計画」に基づき、質・サービス・利便性を向上さ

せながら、総延床面積の抑制を図り、市民が利用しやすく満足できる施設づくりを推進します。（総延床面積を2025年度までに5.22%削減（2012年度比）、2045年度までに12%削減（同）することを目指します）

今後も存続させる公共施設については、予防保全の観点から施設の定期的な点検、診断等を実施し、適切な修繕を行うとともに、「短・中期保全計画」に基づき、計画的に施設の長寿命化を図ります。

空調設備、消防設備、エレベーターなど施設の保守点検・維持管理業務の発注、契約等を一元化・包括化することにより、品質の確保や効率的な管理に努めます。

時代の流れや上記計画と現状の乖離などを踏まえ、計画の見直し、改定などに取り組みます。

担当課：資産マネジメント推進課 施設の所管課

②効率的な市営住宅の運営管理

老朽化した市営住宅の統廃合を行い、効率的な住宅管理に努めます。

| 数値項目 | 基準値（2022） | 2023（1年目） | 2024（2年目） | 2025（3年目） | 2026（4年目） |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 統廃合後の市営住宅戸数 | 837戸 | 832戸 | 828戸 | 825戸 | 812戸 |

担当課：都市計画課

③社会基盤施設の適切な維持管理と長寿命化の推進

道路、橋梁、公園、上下水道等の社会基盤施設は、種別ごとに施設保全計画又は長寿命化計画等を策定し、適切な維持管理や長寿命化を図るとともに、コストの縮減と平準化を図ります。

担当課：資産マネジメント推進課 施設の所管課

④未利用資産や余裕スペースの処分推進

閉校施設については、地域性に配慮しながら民間等による地域の活性化につながる有効活用を図ります。

公共利用が見込まれない未利用の資産については、都市づくり、地域づくりに配慮したうえで民間等への処分（売却・貸付等）も含め、その有効活用を図ります。

利用者が少ない公共施設の余裕スペースについては、市民ニーズに合致した用途への変更や民間企業等へ貸付など、市民サービスの向上や施設の有効活用を図ります。

担当課：資産マネジメント推進課 施設の所管課

⑤公共施設の駐車場の適切な管理運営の検討・実施

目的外駐車等、適切な駐車場管理が必要な公共施設の駐車場については、それぞれの立地環境や利用状況を勘案しつつ、受益者負担の適正化の観点も踏まえ、最適な駐車場管理運営を実施してまいります。

担当課：資産マネジメント推進課 施設の所管課

第3項 ICT（情報通信技術）の活用

データ駆動型社会への対応など急速に変わりゆくデジタル環境にうまく適合していくため、ICTの積極的な導入により行政の効率化とサービス向上に取り組みます。

1. 行政効率化と市民サービスの向上

①時代に応じた最新技術の活用

AI（人工知能）やRPA（自動化技術）などの活用を更に推進し、業務のデジタル化を進めることで、機械やデジタルにはできない仕事である「市民とともに考え、解決に向け積極的に行動する」ことに力を注ぐことにより、市民サービスの向上、生産性の向上や労働力の確保等、持続可能で効果的な行政運営に努めます。

また、AI・IoT、更にセンサー技術など高度化技術を活用し、効率的な行政運営に努めます。

| 数値項目 | 基準値(2022) | 2023(1年目) | 2024(2年目) | 2025(3年目) | 2026(4年目) |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| AI-OCR・RPA利用事務数 | 15件 | 34件 | 53件 | 71件 | 90件 |

担当課：デジタル推進課

②行政手続きの利便性向上と業務の効率化

マイナンバーカードや電子申請システムの利活用によるオンライン行政手続きの整備を促進し、時間と場所を選ばず申請ができる手続きを充実させることで、更なる市民サービスの向上と業務の効率化を図ります。

| 数値項目 | 基準値(2022) | 2023(1年目) | 2024(2年目) | 2025(3年目) | 2026(4年目) |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 電子申請手続き数 | 26件 | 36件 | 47件 | 58件 | 70件 |

担当課：デジタル推進課

2. 情報セキュリティ対策の強化

①サイバー攻撃への対応と電子情報の保護

日々進化するランサムウェア^(※)、標的型メール攻撃等の脅威に対し、職員に対するセキュリティ教育や国の専門機関などとも連携しながら早期警戒、発見、防御に努めます。

また、未知の脅威に対し、ゼロトラスト^(※)など最新のセキュリティ対策の導入を進めながら、安全なクラウドサービスの利用と市が保有する情報の保全に努めます。

※ランサムウェア…感染したコンピュータをロックしたり、ファイルを暗号化したりすることによって使用不能にしたのち、元に戻すことと引き換えに「身代金」を要求するマルウェア。

※ゼロトラスト…「誰も、何も信頼せず、すべてのアクセスを検証する」というセキュリティの考え方。

担当課：デジタル推進課

第4項 多様な連携によるまちづくり

少子高齢化や人口減少などの社会構造の変化や厳しい財政状況の中、舞鶴版・地方創生の実現に向け、京都府北部5市2町の連携を強化するほか、共通の歴史を有する旧軍港四市の連携の深化、市役所と市民、事業者の交流・連携の促進など多様な関係の構築を推進します。

1. 広域連携等の推進

①北部5市2町の連携

各市町村の強みを活かし、連携と協力により役割分担と機能強化を図る「京都府北部連携都市圏」構想のさらなる深化を目指し、公共施設の共同利用、高度な医療提供体制や職とつながる多様な教育環境の充実、圏域内の移動を円滑にする公共交通路線の再編や一体的に管理運営する体制づくりなど、京都府北部地域連携都市圏による水平連携をさらに強力で推進します。

担当課：企画政策課 関係課

②旧軍港市の連携

軍港、鎮守府が置かれた共通の歴史を有する旧軍港四市（舞鶴市、横須賀市、呉市、佐世保市）の連携を一層強化するとともに、日本遺産ブランドの魅力発信や災害応援体制の充実等に向けた取組を進めます。

担当課：企画政策課 関係課

③福井県嶺南地方との連携

京都府北部・福井県嶺南両圏域を結ぶ交通ネットワークの強化を見据え、連携強化を図り、交流人口の拡大等に向けた取組を進めます。

担当課：企画政策課 関係課

2. 産官学金労言士等との連携推進

①海上自衛隊、海上保安庁等、公的機関との連携

本市には、海上自衛隊、海上保安庁をはじめとした国を守る、海を守る機関や、日本海側の拠点である「京都舞鶴港」や府北部における広域拠点に関連する公的機関が数多く所在しており、地域経済と深い関わりを持ちながら今日に至っていることから、引き続き、海上自衛隊や海上保安庁、京都府など、公的機関との連携を密にしながら、本市まちづくりの推進に努めます。

担当課：企画政策課

②関係機関・団体との連携

舞鶴市みらい戦略推進会議をはじめ、産業界、関係官庁、教育機関、金融機関、労働団体、マスコミ、地域団体など、関係団体との連携を充実・強化し、課題の抽出や解決を図ります。

担当課：企画政策課

③官民連携の推進

公共施設等の整備や公共サービスの提供を、より効率的、より効果的に行うことに加え、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を促すため、多様な手法の導入を検討します。

また、地域の様々な分野において新たな価値を創造するため、先端技術を用いた実証実験に取り組む企業との連携に積極的に取り組みます。

担当課：企画政策課 関係課

④大学等教育機関との連携

大学等教育機関の学生に対して、インターンシップや研究活動のフィールドワークの場を提供し、舞鶴市の魅力やポテンシャルに触れる機会を創出します。また、専門的知識を持つ大学等教育機関と地域や行政が連携し、地域振興や課題解決を目指します。

京都府立大学のサテライトオフィスをはじめ、大学等教育機関のサテライト機能誘致に取り組みます。

担当課：企画政策課

第3節 市民の期待に応える市役所運営

市役所の役割は、市民の皆さん一人ひとりに「住んで良かった」、「これからも住み続けたい」と感じていただけるよう、生活や仕事などに関わる様々な分野で、条件や環境を整えることです。社会の変化が急速に進んでいく時代にあっても、市政を持続的かつ円滑に推進できるよう、組織力の向上と人材育成の推進に努めます。

第1項 組織力の向上

行政組織の現状と課題を的確に把握する中で、常に組織の見直しを行い、市民にわかりやすく、より高い専門性を発揮することができる行政組織の編成を実施します。

1. 効果的・効率的な組織運営

①総人件費の抑制

職員数と職員給与の適正化を図り、多様な任用制度を活用することによって、効果的、効率的な人材配置に努め、総人件費を抑制します。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 職員数 | 769人 | 764人 | 759人 | 756人 | 753人 |

担当課：人事課

②多様な任用制度の活用

多様な任用制度を活用することによって、本市において最適と考えられる勤務形態の人員構成を実現し、効果的、効率的な組織運営を図ります。

任期付職員制度によって、専門的な知識や優れた識見を有する者の採用を円滑に実現し、民間等で培った技術力を有する職員を、即戦力として確保し、必要な期間に限って、各職場に配置します。

会計年度任用職員制度によって、多様化、高度化する市民ニーズに対応するため、任期の定めのない常勤職員を中心とする公務運営の原則のもと、補助的、定型的な業務に

従事する職員を各職場に配置します。

担当課：人事課

第2項 人材育成の推進

「目指す組織像」と「目指す職員像」の実現に向け、人材育成基本方針に基づき、長期的かつ総合的な観点で、職員の人材育成を推進します。

1. 職員の能力開発

①人材育成基本方針の推進

「市民の中に入って、地域の課題を見つけ、市民とともに考え、解決に向け積極的に行動する職員」を育成します。

「職員一人ひとりが、専門性や得意分野を持ち、自らの特性も最大限に発揮し、市民の信頼に応える職員」を育成します。

「社会情勢の変化に即応した改革意識を持ち、仕事への情熱と柔軟な思考のもと、市役所と仕事を変革できる職員」を育成します。

舞鶴市役所は「市民に信頼され、市民の役に立つ市役所」であり続けられるよう、職員の人材育成に努めます。

担当課：人事課

②人事評価制度の活用

人事評価制度（能力評価、業績評価）を活用し、職員の能力開発を図ることによって、市役所の組織力を高め、市民サービスの向上につなげます。

能力評価では、人材育成基本方針で明確にした「目指す職員像」から、職員に必要なとされる能力や行動を抽出し、評価項目にすることによって、職員の行動を「目指す職員像」に近づけます。

業績評価では、年度初めに、上司と部下が、組織目標を確認し合い、職員一人ひとりに職務目標を設定し、年度途中で助言指導、年度末に達成度を測り、効果的な事業推進を図ります。

上司は、職員一人ひとりの行動や仕事を評価して、今の状態がどうであるか、フィードバックすることによって、気づきを与え、自学に働きかけ、職員の能力開発を図ります。

人事評価を任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用することによって、職員の仕事に対するモチベーションアップを図ります。

担当課：人事課

2. 職員を活かす人事管理制度の構築

①働き方改革の推進

労務管理の徹底を図るとともに、適材適所の人材配置、任期付職員や会計年度任用職員の任用、臨時的任用職員のフレキシブルな配置によって、時間外における勤務を削減します。

職員の元気回復や仕事への意欲増進につながる年次有給休暇、職員の育児と仕事の両立を支援するための育児休業等を取得しやすい職場環境づくりに努めます。

「仕事最優先で長時間労働は当たり前」という考え方から「決められた時間内で効率よく仕事をして成果を出す生産性の高い働き方」への変革を推し進めます。

担当課：人事課

②女性職員の活躍

市役所は、女性活躍の推進モデル事業所として、先頭に立って、ワーク・ライフ・バランスの確立に取り組み、女性が活躍できる職場環境の創出に努めます。

女性職員の登用は、市の政策を決定する過程に、女性の参画が拡大するという重要な意義を有していることから、女性職員の活躍推進に努めます。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|-------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 管理・監督職に占める女性職員の割合 | 27% | 30% | 33% | 37% | 40% |

担当課：人事課

③障害者雇用の推進

障害のある人が、その能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現を目指し、市役所も一事業所として、障害のある人の雇用を積極的に推進します。

| 数値項目 | 基準値 (2022) | 2023 (1年目) | 2024 (2年目) | 2025 (3年目) | 2026 (4年目) |
|--------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 障害者雇用率 | 3.06% | 3.11% | 3.16% | 3.21% | 3.26% |

担当課：人事課